

# 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成 30 年 12 月  
(2018)

東京都 八丈町



## 目 次

第 1 章	計画の枠組み	1
第 1 節	計画の背景と目的	1
第 2 節	計画の概要	2
1.	法体系	2
2.	上位計画	3
3.	計画の位置づけ	4
4.	計画対象廃棄物	5
5.	計画の目標年度	5
第 3 節	計画対象地域	5
第 2 章	ごみ処理の現況	6
第 1 節	ごみ処理の流れ	6
第 2 節	ごみ排出量の実績	8
1.	ごみ排出量の推移	8
2.	ごみ原単位	9
第 3 節	資源化の実績	11
第 4 節	ごみ質分析結果	12
第 5 節	収集・運搬の概要	13
1.	収集・運搬状況	13
第 6 節	中間処理の概要	14
1.	中間焼却施設	14
2.	中間処理量	15
第 7 節	最終処分の概要	16
1.	最終処分場の概要	16
2.	最終処分量	17
第 3 章	ごみ処理の課題	18
第 1 節	前計画の目標値達成状況	18
第 2 節	国・都の目標値との比較	18
1.	国の達成目標	18
2.	都の達成目標	19
第 3 節	前計画での重点施策の取り組み状況	20
第 4 節	計画策定における課題	20
第 4 章	基本方針	22
第 1 節	基本理念	22
第 2 節	基本原則	23
第 3 節	基本方針	24
第 4 節	数値目標	25
第 5 節	基本計画の体系図	26

第 5 章	将来ごみ排出量	27
第 1 節	人口予測	27
第 2 節	将来ごみ排出量	28
1.	ごみ排出量	28
2.	事業系ごみ排出量	29
3.	焼却処理量	29
4.	最終処分量及び資源化率	30
第 6 章	ごみ処理基本計画	31
第 1 節	ごみの減量化と資源化の推進	31
1.	啓発・情報提供活動の充実	31
2.	発生抑制行動に対する取組みの推進	31
3.	環境教育の実施	32
4.	ごみ処理手数料の適正化	32
5.	資源化への取組み	32
第 2 節	環境負荷の少ない適正処理	32
1.	将来のごみ処理体制	33
2.	収集・運搬計画	35
3.	中間処理計画	36
4.	最終処分計画	36
第 3 節	その他の計画	37
1.	不法投棄対策	37
2.	町の美化	37
3.	災害廃棄物処理対策	37
4.	跡地利用計画	37
第 4 節	三者の役割	38
第 5 節	新ごみ処理施設の概要	40
	資料編	43
第 1 章	地域概況	44
第 1 節	地理的概況	44
1.	地勢	44
2.	気候	45
第 2 節	社会的概況	46
1.	人口動態	46
2.	就業構造	48
3.	農業	49
4.	商業	50
5.	工業	51
6.	土地利用状況	52

7.	観光 .....	53
第 2 章	上位計画との比較 .....	54
第 3 章	将来のごみ排出量 .....	55

注記：端数調整の関係で、合計値が合わない場合がある。



# 第 1 章 計画の枠組み

## 第 1 節 計画の背景と目的

一般廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 15 年法律第 137 号）」（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づき策定するもので、八丈町（以下、「本町」という。）では、平成 26 年 3 月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（計画期間平成 26 年～平成 40 年度。以下「前計画」という。）を策定し、「みんなでつくるクリーンアイランド」を基本理念のもと町民・事業者・行政の三者によるごみ減量化と資源化を推進してきた。

昨今、環境問題への取組みが重要視される中、国においては、平成 29 年 6 月に「廃棄物処理法」の廃棄物の不適正処理への対応強化及び有害使用済機器の保管・処分に対する規制を主とした改正がされた。また、「循環型社会形成推進基本法」に基づいて策定される「循環型社会形成推進基本計画」（以下、「循環計画」という。）が平成 30 年 6 月に第四次計画として策定され、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の推進と環境再生などを掲げ、最終処分量の目標値を設定している。

東京都では、平成 28 年 3 月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」として、従来の「廃棄物処理計画（平成 26 年 3 月）」を改訂し、持続可能な資源利用への転換と良好な都市環境の次世代への継承を目指し、食品ロスをはじめとする資源ロスの削減、一般廃棄物の再生利用率の向上、最終処分量を削減し、処分場の更なる延命化を図るとしている。

一方、本町においては、八丈町クリーンセンターは稼働から 21 年以上が経過し、塩害による建屋の劣化や焼却炉の耐久性低下により維持管理費が増大していた。安定的な運転を継続するため平成 27 年から大規模な補修を実施し、今後の維持管理費の縮小を図っている。しかしながら、八丈町クリーンセンターの補修を今後も実施しながら将来にわたってごみの適正な処理を継続することは困難な状況にあることから、新クリーンセンターを建設し、より安定的かつ適正な処理を行うことを決定した。

生活排水処理については、平成 24 年 4 月から八丈町汚泥再生処理センターの供用を開始し、環境負荷の低減を目指した処理を行うとともに、汚泥や生ごみを資源として有効活用する試みを行っている。ごみ処理においても、新クリーンセンターの稼働に向けて同様にごみの減量化・資源化を推進するとともに、ごみの適正な処理を維持していくことが必要である。

今回の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、前計画から 5 年が経過し、ごみ処理を取り巻く環境が変化したため、循環型社会形成のための計画的なごみ処理の推進を図るものとし策定する。

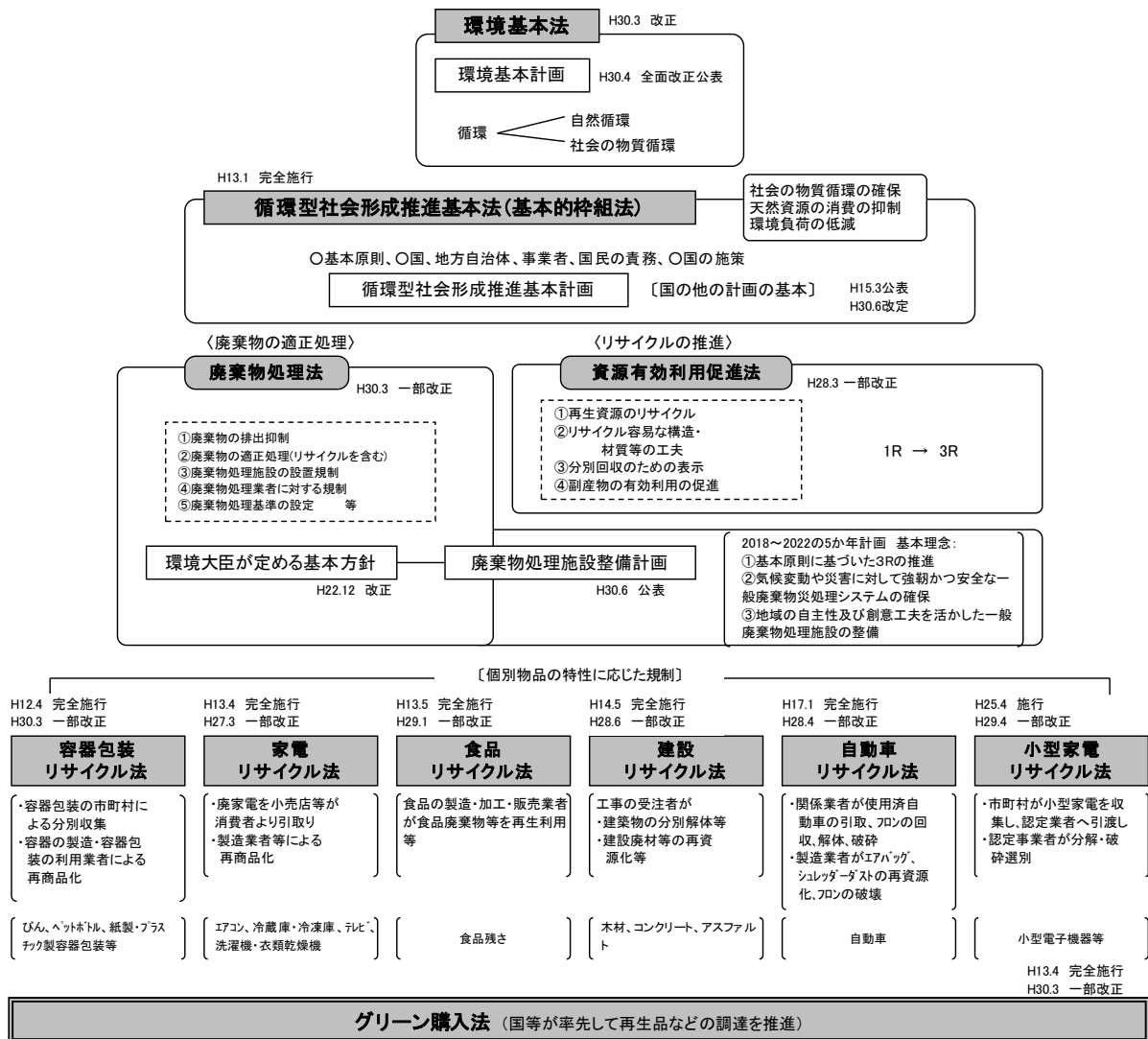
なお、策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月環境省）」に準拠するものとする。

## 第 2 節 計画の概要

### 1. 法体系

環境の保全についての基本理念を規定した「環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）」に則り、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として「循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）」が制定された。廃棄物の適正処理に関する「廃棄物処理法」、リサイクルの推進に関する「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）」及び個別物品に応じたリサイクルに関する法律とともに循環型社会の形成に向け実効ある取組みの推進を図っている。循環型社会形成推進のための法体系を図 1-1 に示す。

図 1-1 循環型社会形成推進のための法体系



資料：環境省(一部改定)



## 2. 上位計画

本計画の策定にあたっては、国、東京都の上位計画を踏まえたものとする。

### 1) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものである。

「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）」では、環境的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げ、重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げ、2025 年までに国が構すべき施策を示している。また、循環型社会形成に関する取組み指標として、一般廃棄物の減量等に係る目標値が表 1-1 のとおり設定されている。

### 2) 廃棄物処理基本方針

廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（平成 13 年環境省告示第 34 号）（以下、「廃棄物処理基本方針」という。）」が定められている。

廃棄物処理基本方針においては、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び循環的利用を徹底した上で、適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としている。また、一般廃棄物の減量化の目標値が平成 28 年 1 月に変更され表 1-1 のとおり設定されている。

### 3) 東京都資源循環・廃棄物処理計画

廃棄物処理法第 5 条の 5 の規定に基づき、策定される法定計画であり、東京都環境基本計画に基づく廃棄物分野の計画となり、東京都から循環型社会を実現していくために必要な施策を示しているものである。

平成 28 年 3 月に改定され、「持続可能な資源利用への転換」を目指した、資源ロスの削減・エコマテリアルの利用、持続可能な調達の普及促進・廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化・効率化）、「良好な都市環境の次世代への継承」を目指した廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上・健全で信頼される静脈ビジネスの発展・災害廃棄物対策の 6 つの施策の柱を掲げ、計画目標や指標を示している。なお、一般廃棄物の減量化目標値は表 1-1 のとおり設定されている。

※静脈ビジネス：自然から採取した資源を加工して有用な財を生産する諸事業を、動物の循環系になぞらえて動脈ビジネスというのに対して、これらの事業が排出した不要物や使い捨てられた製品を集めて、それを社会や自然の物質循環過程に再投入するための事業をいう。

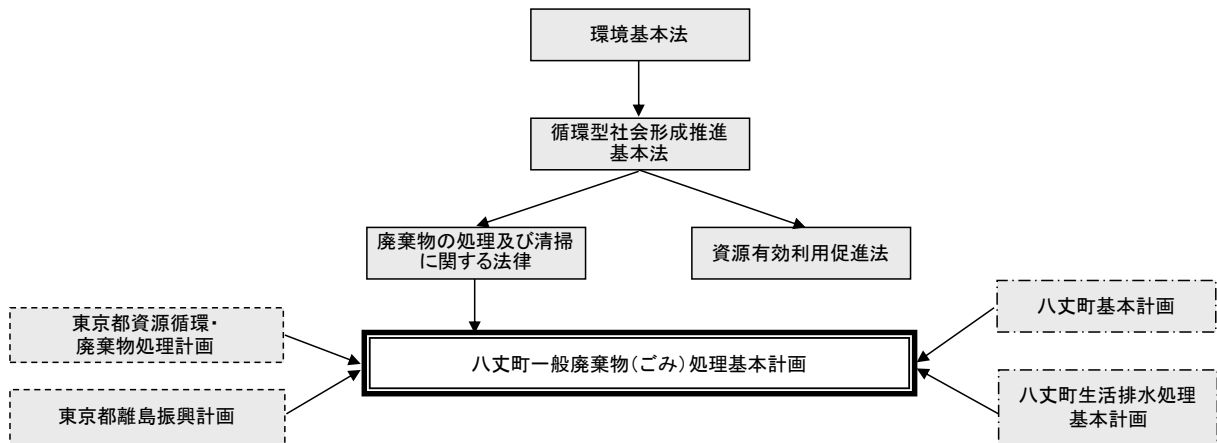
表 1-1 各種一般廃棄物減量等に係る目標

項目	第四次循環型社会形成推進基本計画	廃棄物処理基本方針	東京都資源循環・廃棄物処理計画
策定年月	平成30年6月策定	平成28年1月改正	平成28年3月改正
基になる法律名	循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理法	廃棄物処理法
排出量に係る	目標年次:平成37年度	目標年次:平成32年度	目標年次:平成32年度、平成42年度
目標値	<一般廃棄物> 1人1日当たりのごみ排出量を約850gとする。 <家庭系ごみ> 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(集団回収、資源ごみ等を除く)を約440gとする。	<一般廃棄物> 平成24年度比に対して、年間排出量を約12%削減する。 <家庭系ごみ> 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を500gとする	<一般廃棄物> ○平成32年度 平成24年度比に対して、年間排出量を5%減とする。 ○平成42年度 平成24年度比に対して年間排出量を10%減とする。
再生利用に係る目標値	—	<一般廃棄物> 再生利用率を約27%に増加する。	<一般廃棄物> ○平成32年度 再生利用率を27%に増加する。 ○平成42年度 再生利用率を37%に増加する。
最終処分に係る目標値	—	<一般廃棄物> 最終処分量を平成24年度比に対して約14%削減する。	<一般廃棄物> ○平成32年度 最終処分量を平成24年度比に対して14%削減する。(最終処分率3.7%) ○平成42年度 最終処分量を平成24年度比に対して25%削減する。(最終処分率3.3%)

3. 計画の位置づけ

本計画は、図 1-2 に示す関連する諸計画との整合を図りながら、「廃棄物処理法」に基づき策定したものである。

図 1-2 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ



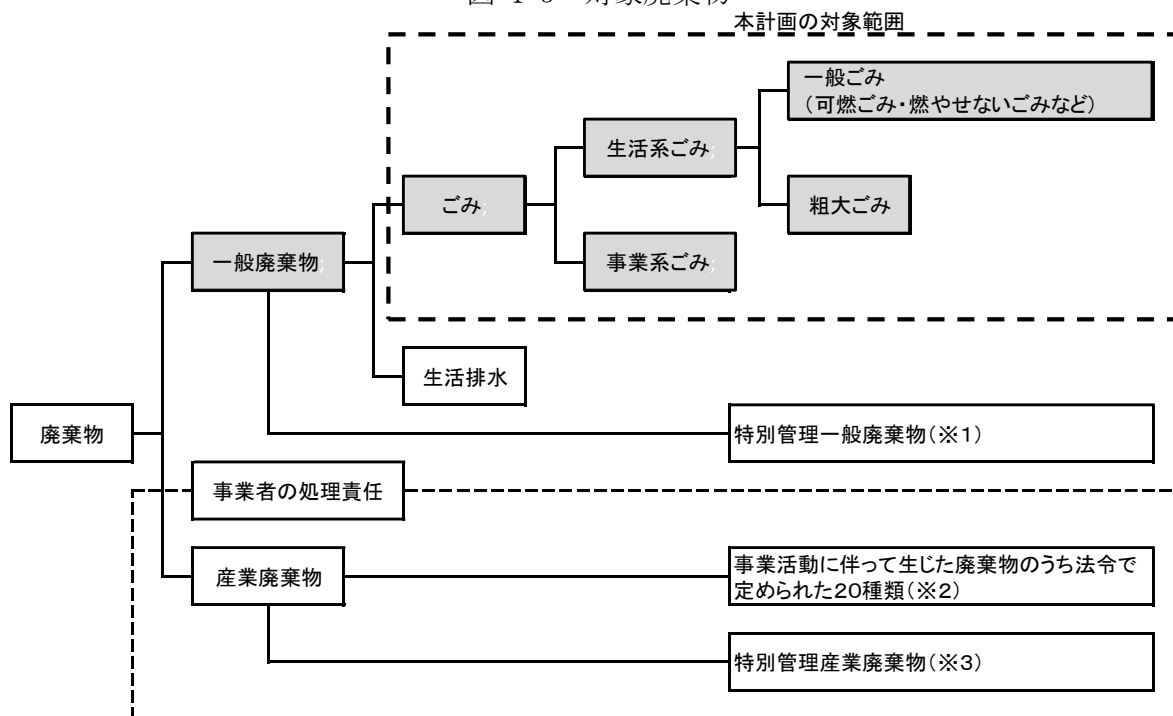
#### 4. 計画対象廃棄物

廃棄物の区分を図 1-3 に示す。

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の 2 つに区分される。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいう。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている 20 種類のもの、輸入された廃棄物のことを指す。

本計画において対象とする廃棄物は、一般廃棄物のうち生活排水を除く「ごみ」とする。

図 1-3 対象廃棄物



※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物(PCB 使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物)

※2 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の 19 種類と、産業廃棄物を処分するために処理したもので 19 種類の産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固化物等)

※3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物(廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等)

#### 5. 計画の目標年度

本計画の対象期間は、平成 31(2019)年度から 15 年間とし、中間目標年度を平成 35(2023)年度、計画目標年度を平成 45(2033)年度とする。

### 第 3 節 計画対象地域

本計画の対象地域は、八丈町とする。

## 第 2 章 ごみ処理の現況

### 第 1 節 ごみ処理の流れ

本町のごみ処理フローを図 2-1 に示す。

家庭系ごみ及び事業系ごみともに同様に処理されている。

本町の、可燃ごみについては八丈町クリーンセンターで焼却処理し、焼却残渣を東京都島嶼町村一部事務組合（以下、「一組」という。）が管理する八丈島一般廃棄物管理型最終処分場（以下、「八丈島最終処分場」という。）で、埋立処理している。

空きびん・ガラスについては、八丈町クリーンセンターへ搬入後、もしくは直接八丈町中之郷埋立処分場（以下、「中之郷埋立処分場」という。）で埋立処理している。

金属ごみは、直接島内事業者へ搬入後、島外へ資源化委託をしている。

有害ごみは、八丈町クリーンセンターへ搬入後、島外事業者へ資源化委託をしている。

アルミ缶・スチール缶は、八丈町クリーンセンター搬入後、圧縮・成形され、島内作業所または事業所を経由し、島外事業者へ資源化委託をしている。

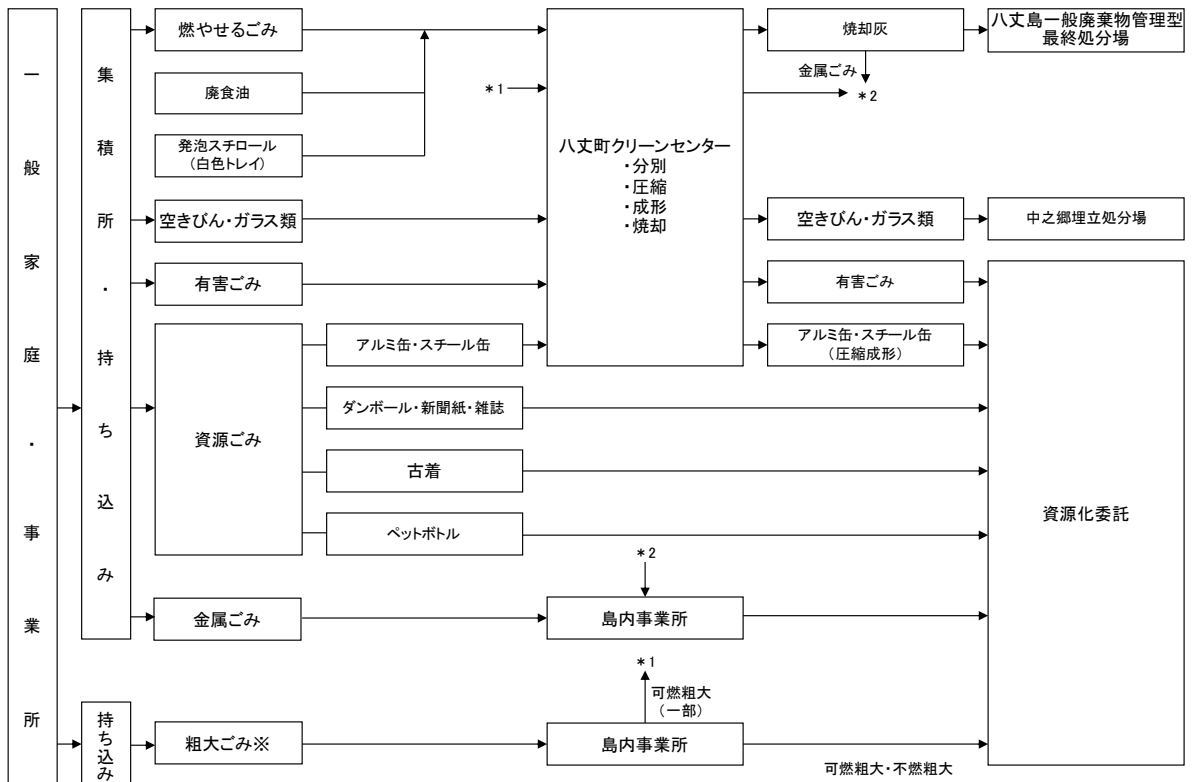
ペットボトル、古着、ダンボール等の紙類は直接島内事業所を経由し島外事業者へ資源化委託をしている。

粗大ごみは、島内事業所で破砕・選別され、不燃粗大は、島外の粗大ごみ処理場へ処理を委託している。一部の可燃粗大（漁網、農業ネット、ビニール、汚れた衣類等）については、八丈町クリーンセンターで焼却処理している。

発泡スチロール（白色トレイ）は、これまで試験的に八丈町クリーンセンターで減容処理後、島外へ資源化委託していたが、事業者撤退のため平成 26 年度以降資源化を取りやめ、平成 29 年度から燃やせるごみとして焼却処理している。

また、出張所等に持込まれた廃食油は、島内で燃料化していたが、需要の停滞化を受け平成 29 年度から焼却処理している。

図 2-1 ごみ処理フロー（平成 30 年 4 月 1 月現在）



※ 粗大ごみは有料の戸別収集を行っている。

## 第 2 節 ごみ排出量の実績

### 1. ごみ排出量の推移

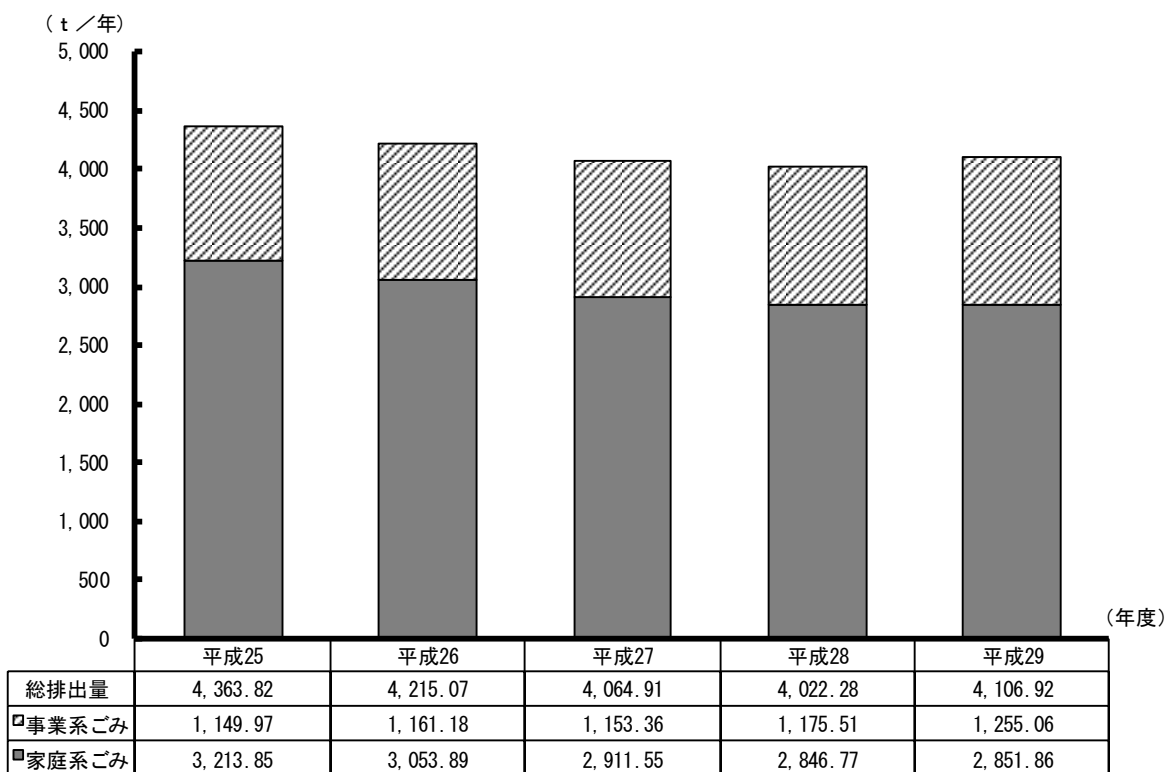
本町のごみ排出量の推移を図 2-2 に示す。

本町のごみ排出量は、平成 28 年度の 4,022.28t が最も低く、減少傾向にあったが、平成 29 年度は増加に転じ 4,106.92t となっている。

家庭系ごみ量は、年々減少傾向にあり、平成 29 年度では 2,851.86t となっている。

事業系ごみ量は、年々増加傾向にあり、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて大きく増加し、平成 29 年度の 1,255.06t が最も高くなっている。

図 2-2 ごみ排出量の推移



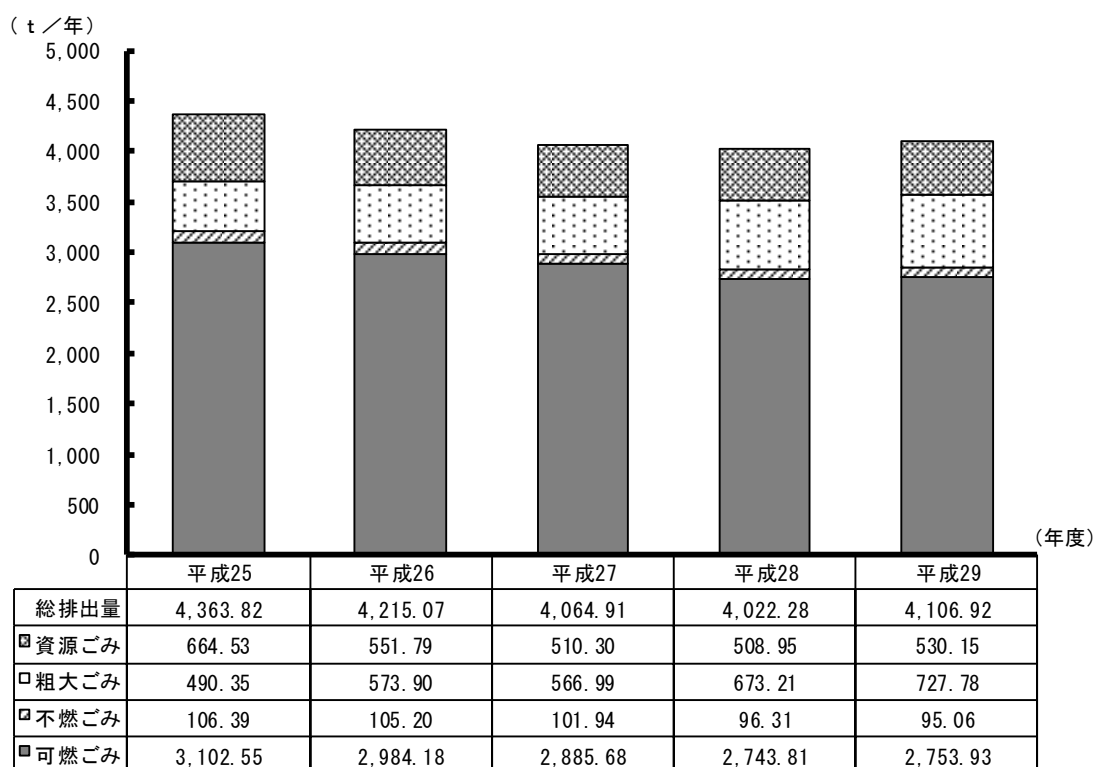
本町のごみ種類別排出量の推移を図 2-3 に示す。

可燃ごみが最も多く、次いで粗大ごみ又は資源ごみ（かん類、ペットボトル、発泡スチロール、紙類、古着、金属ごみ、水銀）、不燃ごみ（空きびん・ガラス）となっている。可燃ごみは年々減少しているが、平成 28 年度から平成 29 年度にかけては横ばいに推移している。資源ごみ及び不燃ごみは年々減少しているが、粗大ごみは増加している。

粗大ごみの増加要因については、個人による建物の解体が増えてきていることが考えられる。

平成 29 年度のごみ種類別構成比は、可燃ごみ約 67%、粗大ごみ約 18%、資源ごみ約 13%、不燃ごみ約 2%となっている。

図 2-3 ごみ種類別排出量の推移



## 2. ごみ原単位

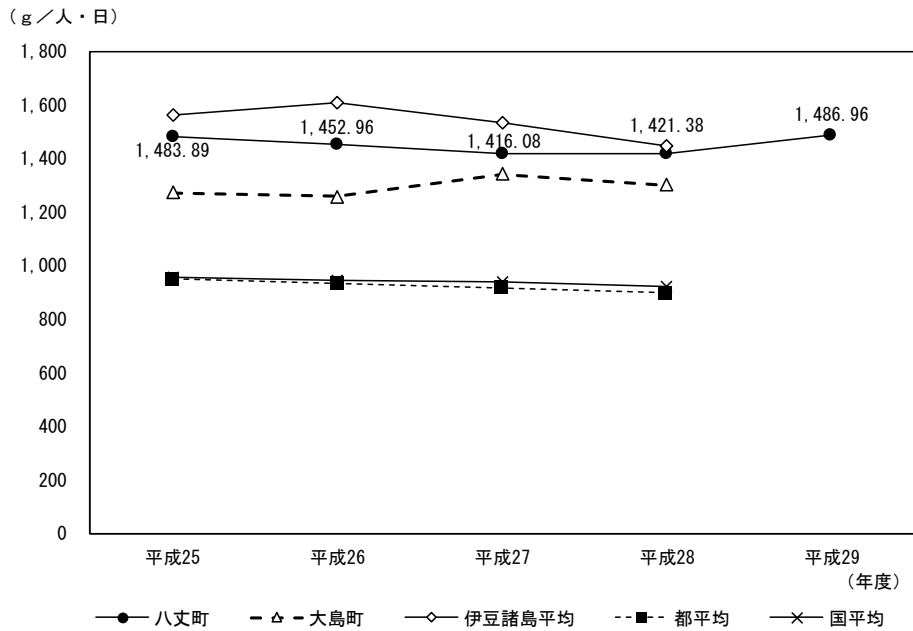
### 1) 1人1日当たりのごみ排出量

本町の1人1日当たりのごみ排出量の推移を図 2-4 に示す。

本町の1人1日当たりのごみ排出量は、平成 27 年度の 1,416.08g/人・日が最も低く減少傾向にあったが、平成 28 年度から増加に転じ、平成 29 年度には 1,486.96g/人・日と最も高くなっている。

なお、本町の値は、いずれの年度も大島町、都平均、全国平均より高く、伊豆諸島平均より低くなっている。

図 2-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移



注1) : 国、都、伊豆諸島、大島町の値は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果を引用した。

注2) : 平成29年度の国、都、伊豆諸島、大島値の結果は、環境省一般廃棄物実態調査結果が公表されていないため、記載していない。

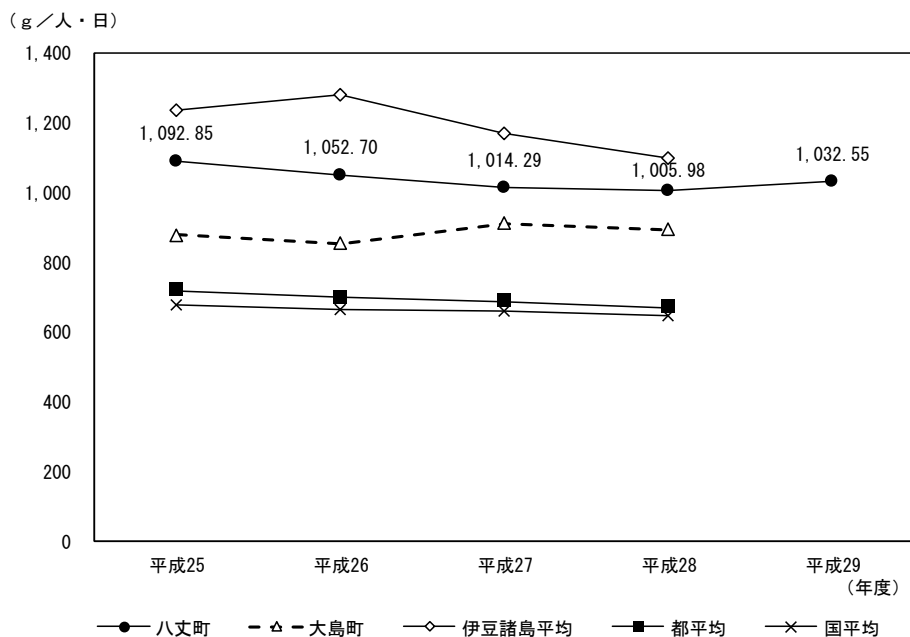
## 2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

本町の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移を図2-5に示す。

本町の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、平成28年度の1,005.98g/人・日が最も低く減少傾向にあったが、平成29年度は増加に転じ、1,032.55g/人・日となっている。

本町の値は、1人1日当たりのごみ排出量と同様にいずれの年度も大島町、都平均、全国平均より高く、伊豆諸島平均より低くなっている。

図 2-5 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移





### 第 3 節 資源化の実績

本町の資源化量の推移を図 2-6、資源化量の内訳を表 2-1 に示す。

本町の資源化量は、平成 26 年度まで減少傾向にあったが、その後増加に転じ、平成 29 年度に 1,030.44 t と最も高くなっている。なお、発泡スチロールは試験的に平成 25 年度まで持込みによる資源化委託を行っていたが、事業者撤退のため平成 26 年度以降は施設内で一時保管していたものの資源化は行わず、平成 29 年度からは焼却処理している。ただし、全体量に対して微量のため影響は少ない。

また、資源化率も同様の傾向を示し、平成 29 年度の 25.1% が最も高くなっている。

資源化量の内訳は、不燃粗大がもっとも多く、次いで紙類、金属ごみ、かん類となっている。不燃粗大及びペットボトルは増加傾向にあるが、かん類、紙類、古着、金属ごみ、有害物（水銀）は減少増加傾向にある。なお、古着は年度ごとの回収量が少ないため、複数年度の合算値となっている。

図 2-6 資源化量の推移

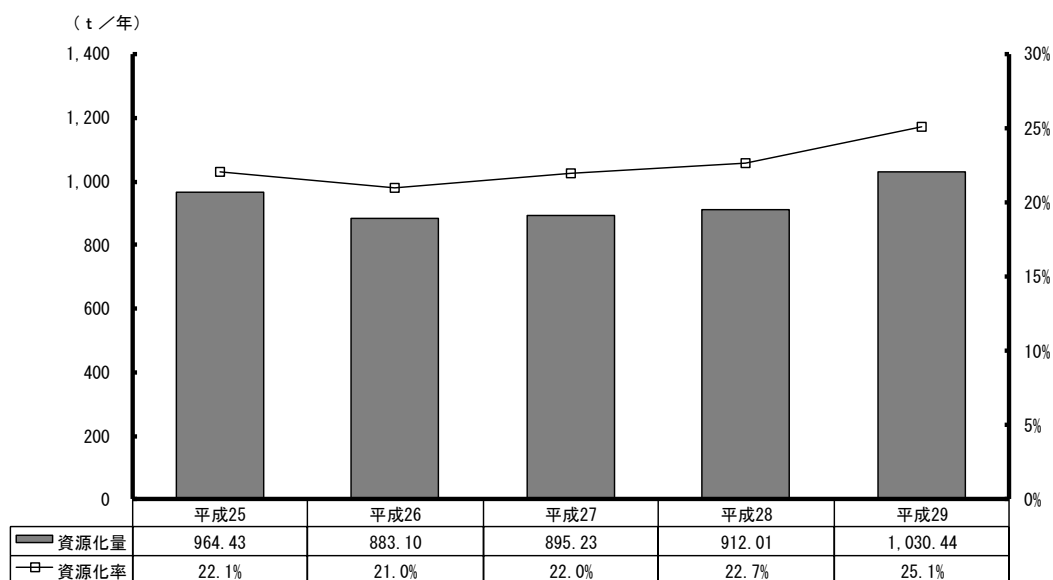


表 2-1 資源化量内訳

項目	年度	単位	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
資源化量		t/年	964.43	883.10	895.23	912.01	1,030.44
中間処理後資源化		t/年	664.53	551.79	510.30	508.95	530.15
かん類		t/年	43.74	35.18	39.93	27.87	34.48
かん (アルミ)		t/年	15.86	15.99	15.79	15.40	15.72
かん (スチール)		t/年	27.88	19.19	24.14	12.47	18.76
ペットボトル		t/年	25.09	24.74	23.54	28.05	26.54
発泡スチロール		t/年	0.76	0.00	0.00	0.00	0.00
紙類		t/年	461.71	389.11	340.61	362.00	379.16
新聞紙		t/年	131.55	50.05	16.62	33.46	16.75
雑誌		t/年		97.59	117.46	78.09	96.58
雑紙		t/年		0.00	0.00	0.00	0.00
ダンボール		t/年	330.16	339.06	323.99	328.54	362.41
古着		t/年	11.62	0.00	10.57	0.00	0.00
金属ごみ		t/年	113.83	96.12	89.27	84.09	83.69
有害物 (水銀)		t/年	7.78	6.64	6.38	6.94	6.28
不燃粗大		t/年	299.90	331.31	384.93	403.06	500.29

#### 第4節 ごみ質分析結果

本町のごみ分析結果の推移を図2-7、内訳を表2-2に示す。

本町のごみ質分析調査は年4回実施しており、各年度の値は平均値を示している。ごみ物理組成割合は、可燃分の割合が多くなっている。

内訳をみると、段ボール、その他紙類といった資源化可能な古紙類が多く含まれていることがわかる。また、発泡スチロールを焼却処分していることもあり、プラスチック軟質の割合が高い傾向がみられる。

三成分については、水分が平均で約45%であり、また、可燃分の割合が年々高くなっている。低位発熱量も年々増加傾向にある。

図2-7 ごみ分析結果の推移

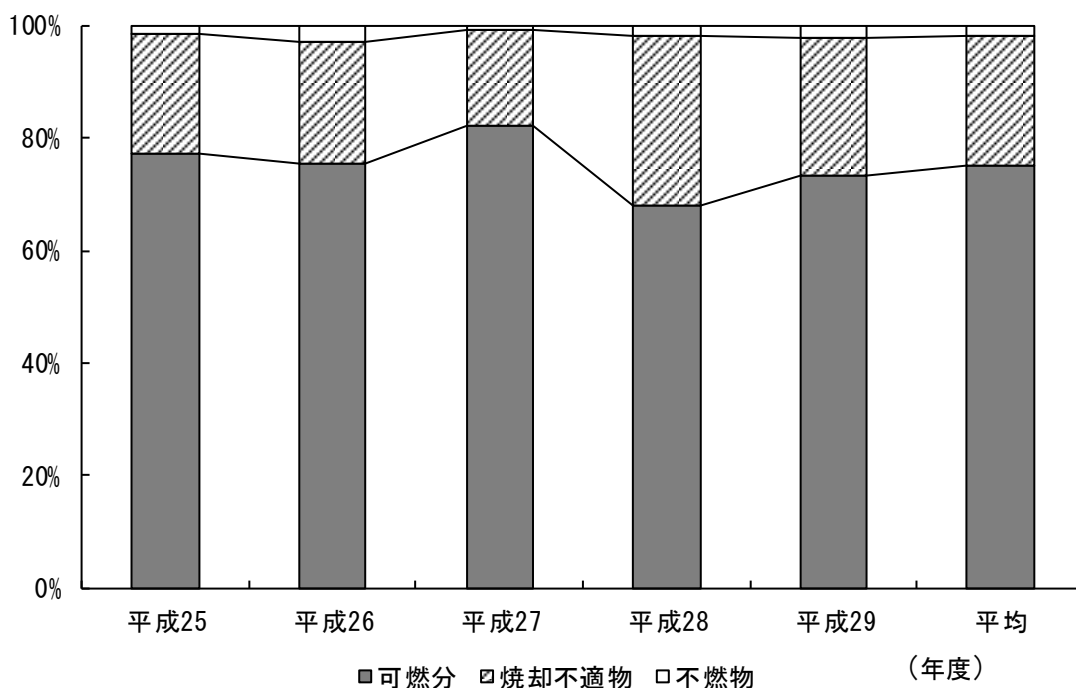


表2-2 ごみ分析結果の内訳

測定項目		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平均		
乾ベース (%)	物理組成分析	可燃物	段ボール類	%	3.07	6.73	10.96	6.60	15.13	8.50
			その他紙類	%	35.63	34.25	42.61	38.83	27.80	35.83
			繊維類	%	6.96	4.75	11.83	6.76	6.99	7.46
			厨芥類	%	11.36	14.14	5.50	5.36	8.29	8.93
			木・草	%	12.90	11.54	6.78	6.36	10.51	9.62
		その他	%	6.85	3.30	4.51	3.85	4.12	4.53	
		焼却不適物	プラスチック(軟質)	%	16.49	19.48	14.92	20.78	17.75	17.88
			プラスチック(硬質)	%	4.50	1.02	1.71	8.69	5.44	4.27
			ゴム・皮革	%	0.15	1.07	0.50	0.35	0.99	0.61
		不燃物	鉄	%	0.17	0.38	0.04	0.23	0.26	0.22
	非鉄		%	0.16	0.31	0.16	0.31	0.62	0.31	
	ガラス		%	0.33	0.69	0.04	0.15	0.00	0.24	
	土砂・陶器		%	0.87	1.42	0.37	1.00	1.21	0.97	
	その他	%	0.56	0.92	0.07	0.73	0.89	0.63		
合計	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00			
しみ質	三成分	%	51.38	47.34	45.22	39.43	40.53	44.78		
	可燃分	%	41.89	43.92	48.35	54.61	51.38	48.03		
	灰分	%	6.73	8.74	6.43	5.96	8.09	7.19		
	発熱量	高位発熱量(実測値)(kJ/kg)	%	9,525	10,250	10,375	13,670	12,768	11,318	
		低位発熱量(実測値)(kJ/kg)	%	7,485	8,233	8,425	11,743	10,868	9,351	
低位発熱量(計算値)(kJ/kg)		%	6,595	7,080	7,968	9,298	8,655	7,919		

## 第 5 節 収集・運搬の概要

### 1. 収集・運搬状況

本町の収集・運搬の状況を表 2-3 に示す。

収集・運搬区域は、八丈小島を除く町内全域となる。

収集・運搬は、家庭系ごみ及び事業系ごみともに委託・自己搬入によって行われている。

表 2-3 収集・運搬の状況

区分	体制
家庭系ごみ	委託・自己搬入
事業系ごみ	

本町の分別区分及び収集頻度の状況を表 2-4 に示す。

表 2-4 分別区分及び収集頻度の状況

分別区分	出せるごみの主なもの	収集頻度
燃やせるごみ	生ごみ、ビニール・プラスチック類、木くず（長さ50cm径5cm以内）、飲料用紙パック、非金属製はきもの、革製品、カセットテープ類（テープ類のみを袋に入れテープ類と明記する）、食用油（新聞紙や布切れなどに染み込ませた状態）	週2回
資源ごみ	ペットボトル 飲料用缶 ダンボール 雑誌 新聞紙 雑誌（菓子箱類）	週1回
空きびん	ガラスびん、ガラスくず、せともの	月1回
有害ごみ	蛍光管、水銀体温計、血圧計、温度計、水銀を含む乾電池等	週2回
金属ごみ	ハサミ、金具付きかばん、缶詰の缶類、大工道具類、ライター、包丁類、金属製品、スプレー缶等	週1回
古着	シャツ類、ズボン類	月1回
粗大ごみ	大型家具等	島内事業所へ自己搬入（無料） 戸別収集（有料）
家電4品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等	家電販売店及び 島内事業所へ自己搬入
パソコン	パソコン	各メーカー指定方法に準ずる

出典：八丈町ごみ分別区分表（平成 29 年 4 月 1 日更新）

## 第 6 節 中間処理の概要

### 1. 中間焼却施設

本町の中間処理施設の施設概要を表 2-5 に示す。

表 2-5 施設概要

施設名称	八丈町クリーンセンター	
所在地	東京都八丈島八丈町大賀郷 4341 番地 1	
敷地面積	約 6,500 m <sup>2</sup>	
処理方式	機械バッチ燃焼式焼却炉	
処理能力	焼却：17t/8h (8.5t/8h×2 炉) 可燃性粗大ごみ：5t/5h 不燃ごみ（カン、ビン）：7t/5h	
給塵方式	ピット&クレーン方式	
排ガス処理	ろ過式集塵機 有毒ガス除去装置	
ダスト処理	セメント、キレート固化方式	
竣工年月	平成 9 年 10 月	
排ガス基準値	項目	排出ガス計画値
	ばいじん量	0.05g/m <sup>3</sup> N 以下
	硫黄酸化物	80ppm 以下
	塩化水素	100ppm 以下
	窒素酸化物	250ppm 以下
	一酸化炭素	100ppm 以下

八丈町クリーンセンター



## 2. 中間処理量

### 1) 焼却処理量

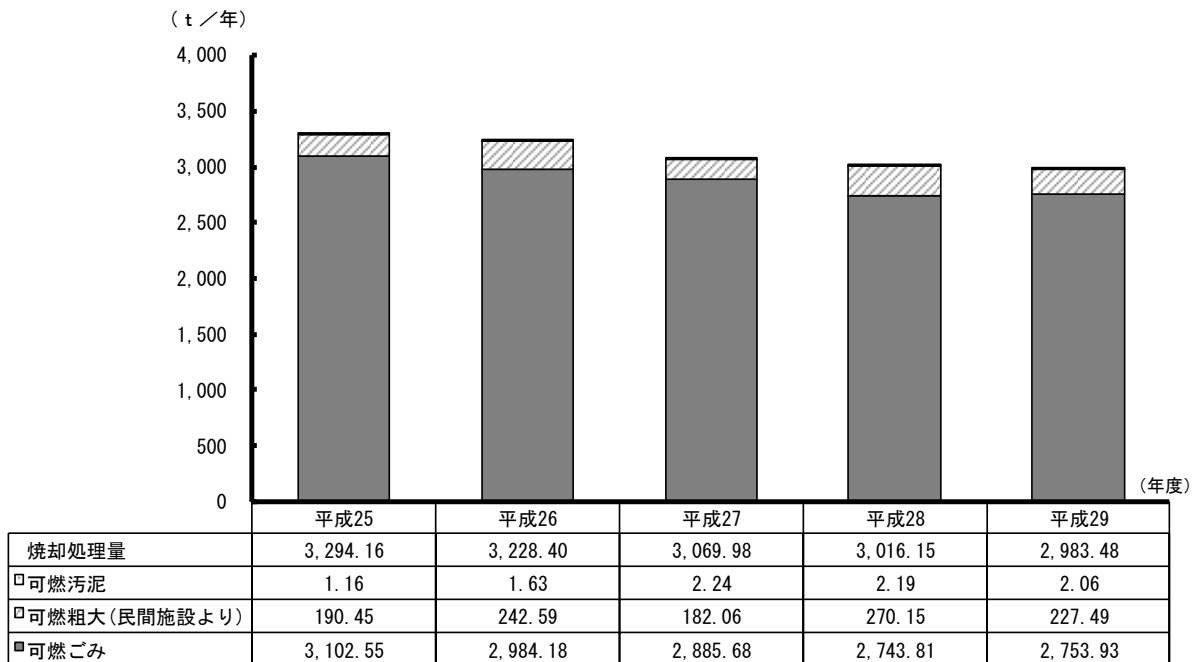
本町の焼却処理量の推移を図 2-8 に示す。

本町から排出される可燃ごみは八丈町クリーンセンターで焼却処理している。粗大ごみについては、可燃粗大を平成 25 年 4 月から破砕処理を民間施設で行ったのち、八丈町クリーンセンターで焼却処理している。

また、平成 24 年度からは八丈町汚泥再生処理センターより搬入される脱水し渣も併せて焼却処理している。

本町の焼却処理量は平成 29 年度にかけて年々減少し、平成 29 年度には 2,983.48t と最も低くなっている。

図 2-8 焼却処理量の推移



## 第 7 節 最終処分場の概要

### 1. 最終処分場の概要

一組が管理する八丈島最終処分場の概要を表 2-6 に示す。

表 2-6 最終処分場の概要

施設名称	八丈島一般廃棄物管理型最終処分場	
施設管理者	東京都島嶼町村一部事務組合	
所在地	東京都八丈島八丈町末吉 1547 番地	
事業面積	約 1.63ha	
埋立地	埋立面積：6,200 m <sup>2</sup> 埋立容積：49,500 m <sup>3</sup>	
埋立廃棄物	焼却残渣・不燃ごみ	
埋立期間	平成 24 年 10 月～	
浸出水処理施設	処理水量：70 m <sup>3</sup> /日 調整槽容量：3,700 m <sup>3</sup> 処理方法：生物処理＋凝集沈殿処理＋高度処理＋消毒	
防災調整池	貯留容量：2,000 m <sup>3</sup>	
竣工年月	平成 24 年 9 月	
計画水質	項目	計画放流水質
	pH	5.8～8.6
	BOD	10mg/ℓ以下
	COD	10mg/ℓ以下
	SS	10mg/ℓ以下
	T-N	10mg/ℓ以下
	ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ以下

埋立地全景



浸出水処理施設



## 2. 最終処分量

本町の最終処分量の推移を図 2-9 に、内訳を表 2-7 示す。

八丈町クリーンセンターから排出される焼却残渣は、八丈島最終処分場で埋立処理し、不燃ごみ（空きびん・ガラス等）は中之郷埋立処分場で埋立処理している。

最終処分量は、平成 25 年度の 459.39t/年が最も高くなっており、その後は焼却処理量の減少とともに最終処分も減少し、平成 29 年度の 406.06t/年が最も低くなっている。

最終処分量の内訳をみると、焼却残渣の割合が多くを占めているため最終処分量の増減は焼却残渣に起因していることがわかる。不燃ごみは年々減少している。

図 2-9 最終処分量の推移

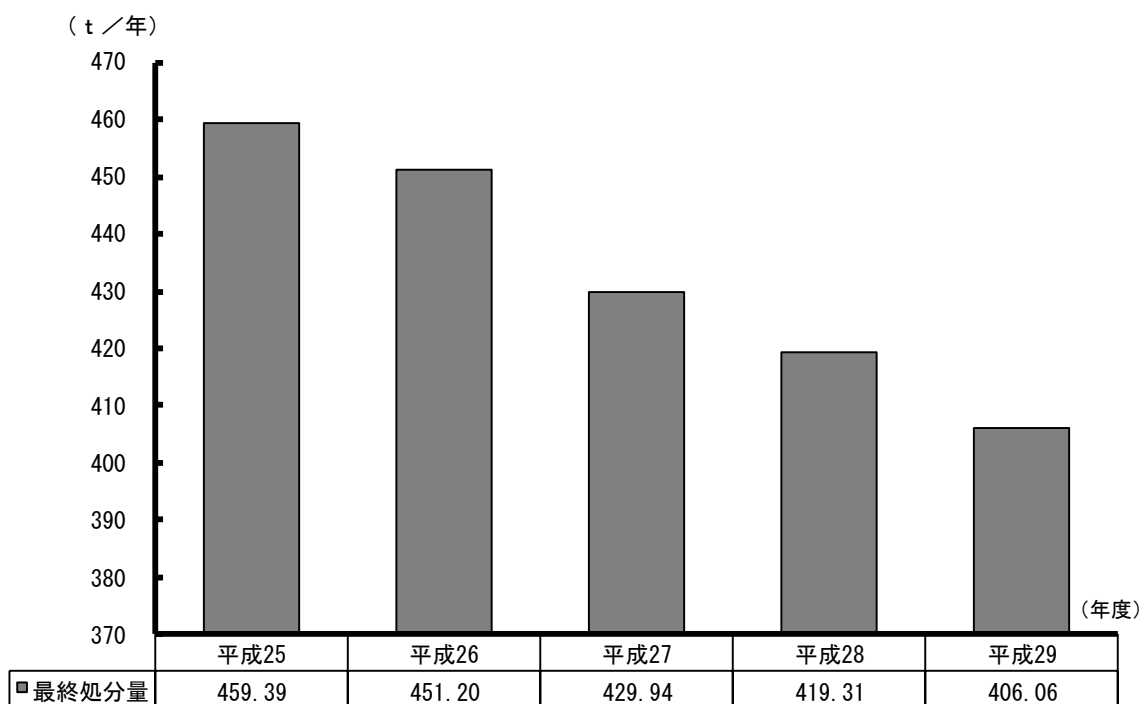


表 2-7 最終処分量の内訳

項目	年度	単位	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
最終処分量		t/年	459.39	451.20	429.94	419.31	406.06
不燃ごみ（空きびん・ガラス）		t/年	106.39	105.20	101.94	96.31	95.06
焼却残渣		t/年	353.00	346.00	328.00	323.00	311.00

### 第 3 章 ごみ処理の課題

#### 第 1 節 前計画の目標値達成状況

前計画では、ごみの減量化・資源化に係る目標値として数値目標を定めている。前計画の目標値達成状況を表 3-1 に示す。

前計画の中間目標及び計画目標と平成 29 年度の実績値を比較すると、すべての指標において達成している状況にあり、ごみの発生・排出抑制並びに資源分別の意識向上が進んでいることがわかる。

表 3-1 前計画の目標値達成状況

指標	年度	単位	平成29年度 実績値	平成30年度 中間目標		平成40年度 計画目標	
				目標値	達成率(達成状況)	目標値	達成率(達成状況)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量		g/人・日	1,032.55	1,050	102% ○	1,040	102% ○
資源化率		%	25.1	19.2	131% ○	19.7	127% ○
最終処分量		t	406.06	475	117% ○	445	110% ○

※○：達成、×：未達成

#### 第 2 節 国・都の目標値との比較

##### 1. 国の達成目標

「2. 上位計画」のとおり、環境省では廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理基本方針（平成 28 年 1 月）」を改正、循環型社会形成推進基本法に基づく「循環計画（平成 30 年 3 月）」を策定している。本町の平成 29 年度実績と同方針、同計画における数値目標との比較を表 3-2 に示す。

廃棄物処理基本方針の平成 32(2020)年度における目標値は、最終処分量のみ達成している。循環計画の平成 37(2025)年度における目標値はいずれも未達の状況である。

個別自治体の状況に応じて設定される実績に対する比率目標では、総排出量は近似し、最終処分量は達成しているため、減量化の一定の効果は表れていると考えられる。ただし、一律で設定されている 1 人 1 日当たりのごみ排出量や家庭系ごみ排出量の目標値状況は厳しく、島しょ地域の状況を鑑みて目標値を設定する必要がある。

表 3-2 国の目標値との比較

指標	年度	単位	本町の 平成29年度 実績値	廃棄物処理基本方針		第四次循環型社会形成推 進基本計画		備考	
				平成32年度		平成37年度			
				目標値	達成率(達成状況)	目標値	達成率(達成状況)		
総排出量		t	4,106.92	3,857.94	94% ×	-	-	-	目標値は H24比に対して12%削減
1人1日あたりのごみ排出量		g/人・日	1,486.96	-	-	-	850	57% ×	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量		g/人・日	1,032.55	500	48% ×	-	-	-	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (集団回収、資源ごみ等を除く)		g/人・日	874.53	-	-	-	440	50% ×	
資源化率		%	25.1	27	93% ×	-	-	-	
最終処分量		t	406.06	416.24	103% ○	-	-	-	目標値は H24比に対して14%削減

※○：達成、×：未達成



## 2. 都の達成目標

「2. 上位計画」のとおり、東京都では、「東京都資源循環・廃棄物処理計画（平成28年3月）」を策定している。本町の平成29年度実績と同計画における数値目標との比較を表3-3に示す。

平成32(2020)年度の目標値に対しては、排出量及び最終処分量とも平成29年度時点で達成している。資源化率は達成していないが、近似している。

国の目標値同様、個別自治体の状況に応じて設定される実績に対する比率目標では、概ね達成している。平成42(2030)年度の目標値はいずれも未達であるため、引き続き減量化等を行っていく必要がある。

表 3-3 都の目標値との比較

指標	年度	単位	本町の 平成29年度 実績値	東京都資源循環・廃棄物処理計画				備考	
				平成32年度		平成42年度			
				目標値	達成率(達成状況)	目標値	達成率(達成状況)		
総排出量	t	4,106.92	4,164.82	101%	○	3,945.62	96%	×	H32目標値は、 H24比に対して5%削減 H42目標値は H24比に対して10%削減
資源化率	%	25.10	27	93%	×	37	68%	×	
最終処分量	t	406.06	416.24	103%	○	363.00	89%	×	H32目標値は、 H24比に対して14%削減 H42目標値は H24比に対して25%削減

※○：達成、×：未達成

### 第 3 節 前計画での重点施策の取り組み状況

前計画での重点施策の取り組み状況を表 3-4 に示す。

表 3-4 前計画での重点施策の取り組み状況

重点施策	内容	取り組み状況
1. 生ごみ減量化	<p>生ごみの水切り、乾燥をさせることでごみの減量化に繋げる。町民へ減量化方法の周知啓発や生ごみ堆肥化容器の無料貸与等を継続し、生ごみの肥料化等の活用方法を広く町民に呼びかけていく。</p> <p>また、剪定枝・草等の資源化推進も図っていく。</p>	<p>生ごみ堆肥化容器を1世帯あたり2基までの無料貸与を継続し、町民へごみの減量化に繋がる情報の提供や啓発を行っている。</p> <p>燃やせるごみとして多く排出されている剪定枝・草等の資源化への働きかけを引き続き行っている。</p>
2. 事業系ごみの排出抑制	<p>事業系ごみの排出抑制として、施設管理者や事業者への過剰包装・流通容器包装廃棄物の抑制、店頭による回収、再生利用品の利用・販売へ積極的に取り組むよう協力を求めていく。</p>	<p>平成 31(2019)年度から事業系ごみの処理手数料を段階的に改定し、事業系ごみの排出抑制を図る予定である。</p> <p>また、事業者へのごみ排出抑制への取り組み協力は継続し求めている。</p>
3. 新ごみ処理施設の建設推進	<p>既存の焼却施設の適切な維持管理と適正なごみ処理体制を維持するために新たなごみ処理施設整備を推進していく。</p>	<p>八丈町クリーンセンターは平成 27 年から 3 年をかけて大規模な補修を実施し、安定的な処理の継続及び維持管理費の低減を図っている。将来にわたって、適正なごみ処理体制を継続するため、新たなごみ処理施設建設及び建設候補地を決定し、平成 36(2024)年度の稼働を目指し引き続き必要な検討を行っている。</p>

### 第 4 節 計画策定における課題

#### [課題 1 ごみの排出抑制の推進]

本町のごみ総排出量は減少傾向にあり、国や都が定める目標値も達成しつつあるものの、人口減による影響が強く、1人1日当たりのごみ原単位は平成 29 年度が過去 5 年で最も高い 1,486.96g/人・日となっており、伊豆諸島平均に近い状態と想定される。

一方、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、前計画の目標値を下回る 1,032.55g/人・日と大幅に達成している。しかし、島しょ地域の平均も同様の傾向にあり、島しょ地域全体として排出抑制が進んでいると考えられる。また、島しょ地域で同規模である大島町よりは高

くなっている。

総排出量及び家庭系ごみ排出量ともに平成 29 年度に増加に転じていることもあり、ごみの発生抑制・減量化に係る取り組みを強化していく必要がある。

可燃ごみのごみ質分析結果より厨芥類の組成割合が減少傾向にあることから、町民の生ごみ水切りや減量化についての意識が向上していると考えられる。近年では国、都でも取り組みが進められているフードバンク活動等の食品ロスの削減対策を強化する等、今まで以上の発生抑制を推進する必要がある。さらに、ダンボール等の紙類が可燃ごみに多く含まれていることから、町民、事業者への周知徹底や普及啓発を強化する必要がある。

#### [課題 2 事業系ごみ対策]

事業系ごみ排出量は、増加傾向にあり、排出抑制並びに減量化が進んでいない状態である。本来事業系ごみは排出者責任で処理・資源化することが原則であるが、島しょ地域であるため、本町の施設で受けざるを得ない状況であり、事業者によるごみが安易に持込まれている状況が想定される。

事業者の意識向上を図るためにも、排出抑制・資源化に係る指導を行い、積極的に取り組むよう協力を得ていく必要がある。

また、粗大ごみは直接島内事業者へ持込んだ場合、無料で処理している。そのため、合わせ産廃として持込まれたり、事業系の排出量が把握できない状態である。粗大ごみの排出抑制のために、適正な排出体制の構築と有料化を検討する必要がある。

#### [課題 3 ごみの資源化の推進]

本町のごみ資源化率は、年々増加傾向にあり平成 29 年度に 25.1%と最も高くなっている。しかし、国や都の目標値に対しては未達であり、さらに分別排出の徹底等に取り組む必要がある。発泡スチロールは平成 26 年度以降資源化を取りやめたが、可燃ごみのごみ質分析結果よりプラスチック（軟質）やその他といったまだ資源化可能なものが多く含まれた状態で排出されている。そのため、現在実施している分別区分の適正な排出の徹底のみならず、新たな資源化の取り組みを推進していく必要がある。

また、伐採木草をリサイクル用原材料として受入れを行っているが、十分な利用先が確保できておらず、課題となっている。早急に利用先の確保をするとともに有用な資源化方法を検討する必要がある。

#### [課題 4 新クリーンセンターの整備]

本町の八丈町クリーンセンターは建設後 21 年以上が経過し、直近で大規模な補修を実施し、維持管理を適切に行っているものの、塩害による建屋の劣化や将来にわたって焼却炉の耐久性低下等の問題が生じることは避けられない。

そのようななか、本町では、安定的なごみ処理体制を維持するため、新たなごみ処理施設を整備することを決定した。新クリーンセンター整備へ向けて適切なごみ処理体制の構築を目指すとともに、引き続き新クリーンセンターの稼働開始まで八丈町クリーンセンターを適切に維持管理・運転していく必要がある。

## 第 4 章 基本方針

### 第 1 節 基本理念

本町では平成 23 年 3 月に八丈町基本構想・基本計画を策定し、「歴史と文化を生かす町」「クリーンアイランドを目指す町」「海洋を生かす町」「町民が主役の町」の基本方向を示し、次世代に豊かな自然と歴史を継承する町民を中心とした行政システムの構築を目指している。

平成 28 年 3 月にその後期基本計画(平成 28 年～32(2020)年)を策定し、これまでの取り組み状況を踏まえ、優先して取り組む事業を示している。

ごみ処理においては、限りある資源を有効に活用し、環境負荷を低減することで本町の豊かな自然との共生を図っていくことが継続して必要である。

本町のごみ処理は、平成 26 年 3 月に策定した前計画に基づき、法制度や社会環境の変化、町民のニーズを捉え、循環型社会の実現へ向けた取り組みを推進し、ごみの発生抑制、資源化率の向上を図ってきた。さらに、将来にわたって適正なごみ処理体制を維持するため新ごみ処理施設の整備を推進してきた。前計画から 5 年が経過し、後期基本計画においても優先して取り組む事業としてごみの排出抑制等が示されていることから、引き続きクリーンアイランドを目指す町としてこれまでの取り組みの見直しと新たな取り組みの実施が求められている。

これらのことを踏まえ、前計画の基本理念を引き継ぎ、町民が中心になって 3R を推進し、従来は廃棄されていたものが循環することで環境負荷の少ない低炭素社会、循環型社会を構築し、ひいてはクリーンアイランドを目指していくこととする。

## みんなで作るクリーンアイランド

### 3R 運動の推進

- |         |   |
|---------|---|
| Reduce  | リデュース（発生抑制）：使い捨てのものは買わず、詰め替え品を選ぶ。                           |
| Reuse   | リユース（再使用）：再利用できる容器を使ったものを買う。                                |
| Recycle | リサイクル（再生利用）：不用品（ごみ）は、資源としてリサイクルする。<br>再生原料を使っているリサイクル製品を使う。 |

## 第 2 節 基本原則

本計画を遂行するためには、基本理念に基づいて町民・事業者・行政の三者がごみの減量、資源化の推進に向けた 3R 運動においてのそれぞれの役割を果たすことが必要となる。また、取組の実施においては、三者が協働、連携し取り組むことにより、より高い水準のごみ減量、資源化が可能となる。

基本原則として、本町に関わる各者が以下のような役割分担のもと取り組んでいくものとする。

### 町民・事業者・行政の 3R 運動への参画と協働



### 第 3 節 基本方針

基本理念及び基本原則に基づき、取組みの柱となる基本方針を以下のとおり定める。

#### 方針 1：町民・事業者・行政の協働によるごみ減量化と資源化の推進

ごみの減量化を最優先事項と位置づけ、町民は環境に配慮したライフスタイルや 3R に取組み、事業者はごみの減量化とともに可能な限り自らの責任に基づく処理を行い、行政は町民・事業者を支援するための施策を実施するなど、三者の協働による取組みを推進していく。

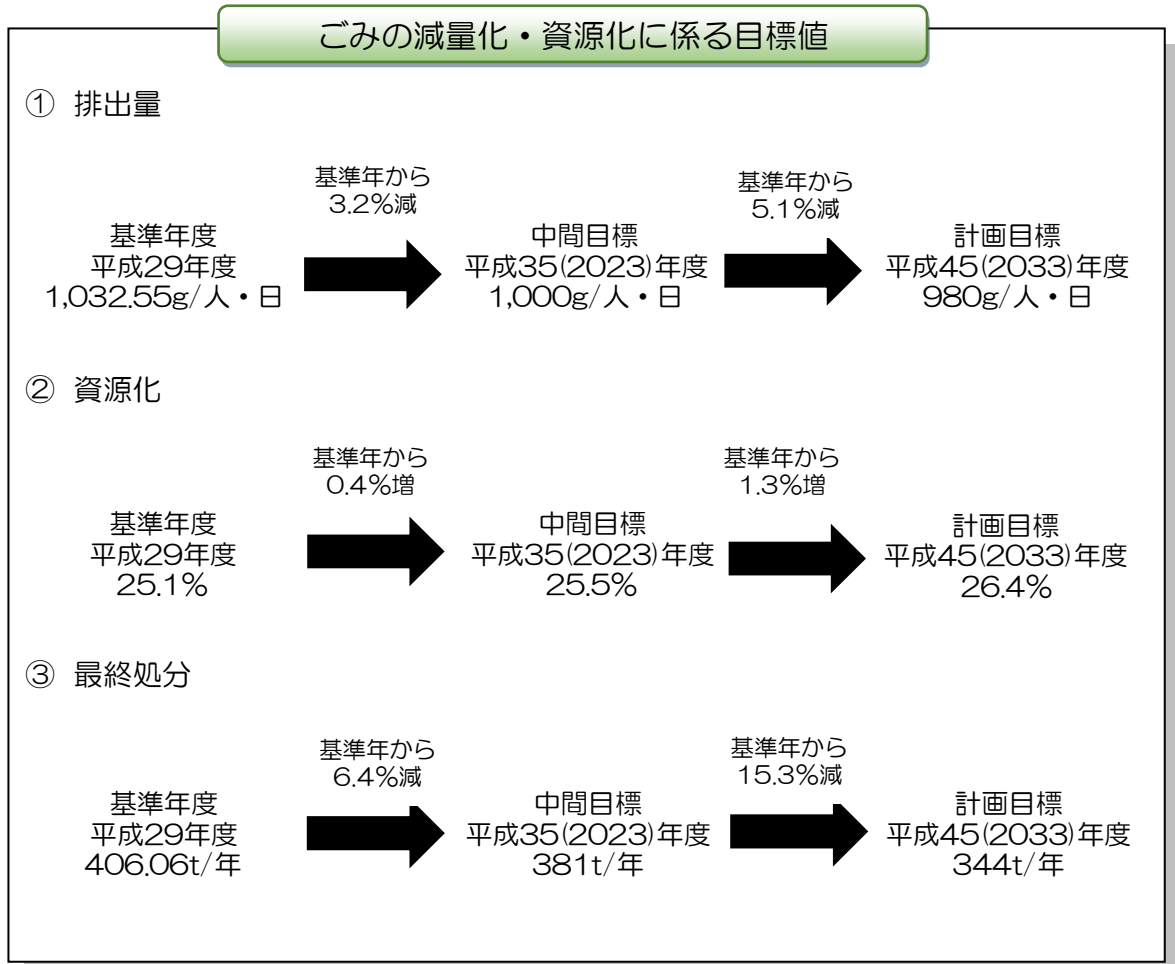
#### 方針 2：環境負荷の少ない適正処理

ごみを効率的・効果的に分別回収するため、町民・事業者に徹底した分別の協力を求めるとともに、島内での資源化方法を検討する。

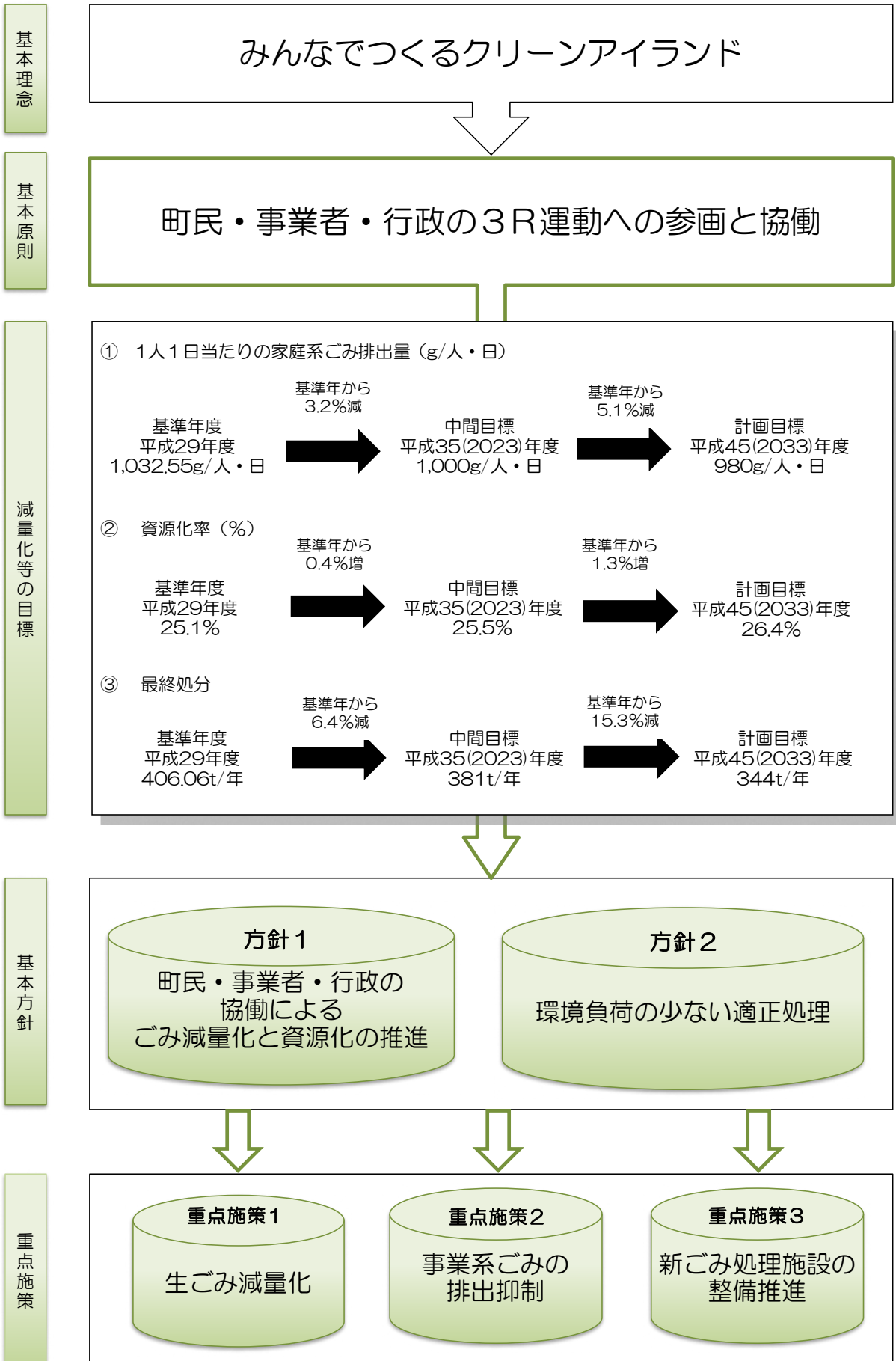
老朽化した八丈町クリーンセンターを、適正に維持管理し、適正なごみ処理体制・設備を備えた、環境配慮型の新ごみ処理施設の整備を推進していく。

#### 第 4 節 数値目標

本計画に基づき、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、ごみの減量化、資源化に係る目標値を以下のとおり定める。



第 5 節 基本計画の体系図





## 第 5 章 将来ごみ排出量

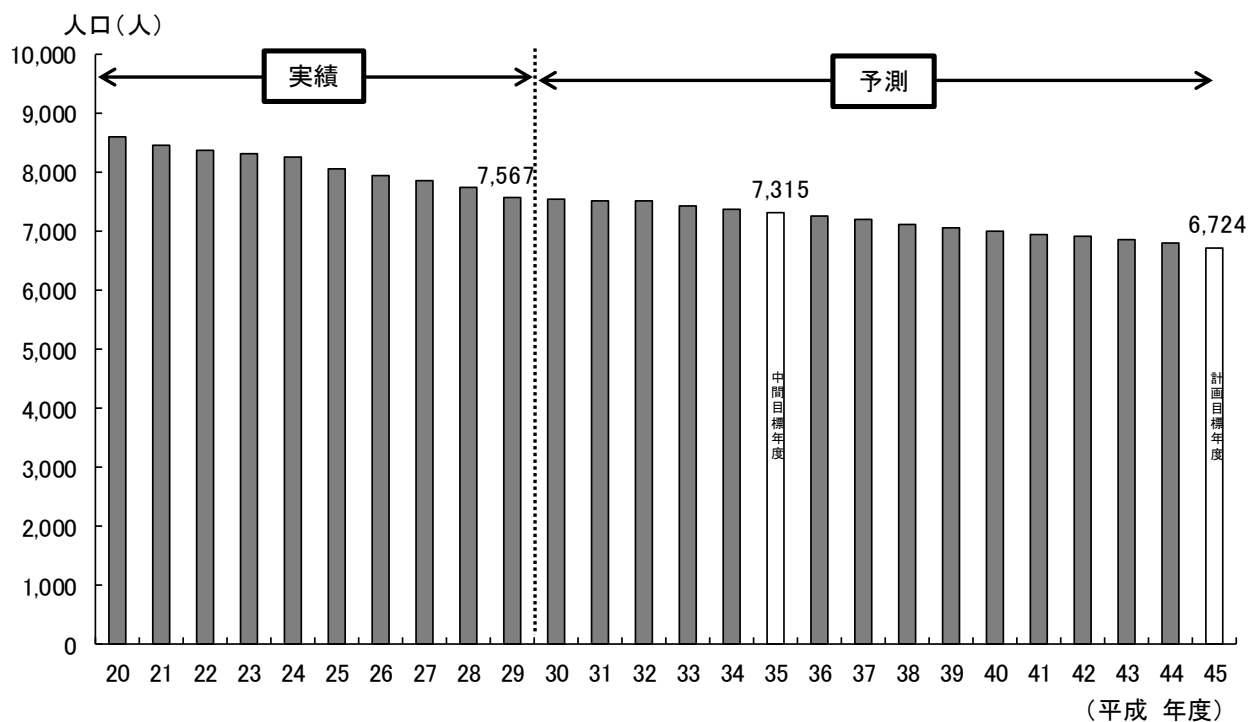
### 第 1 節 人口予測

本町の将来人口は、「八丈町人口ビジョン 八丈町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28（2016）年 3 月）」において設定されている将来人口目標値を使用した。

本町の将来人口予測を図 5-1 に示す。

本町の人口は減少傾向にあり、平成 29 年度は 7,567 人であり、中間目標年度の平成 35(2023)年度は 7,315 人、計画目標年度の平成 45(2033)年度には 6,724 人となると予想されている。

図 5-1 将来人口予測



## 第 2 節 将来ごみ排出量

### 1. ごみ排出量

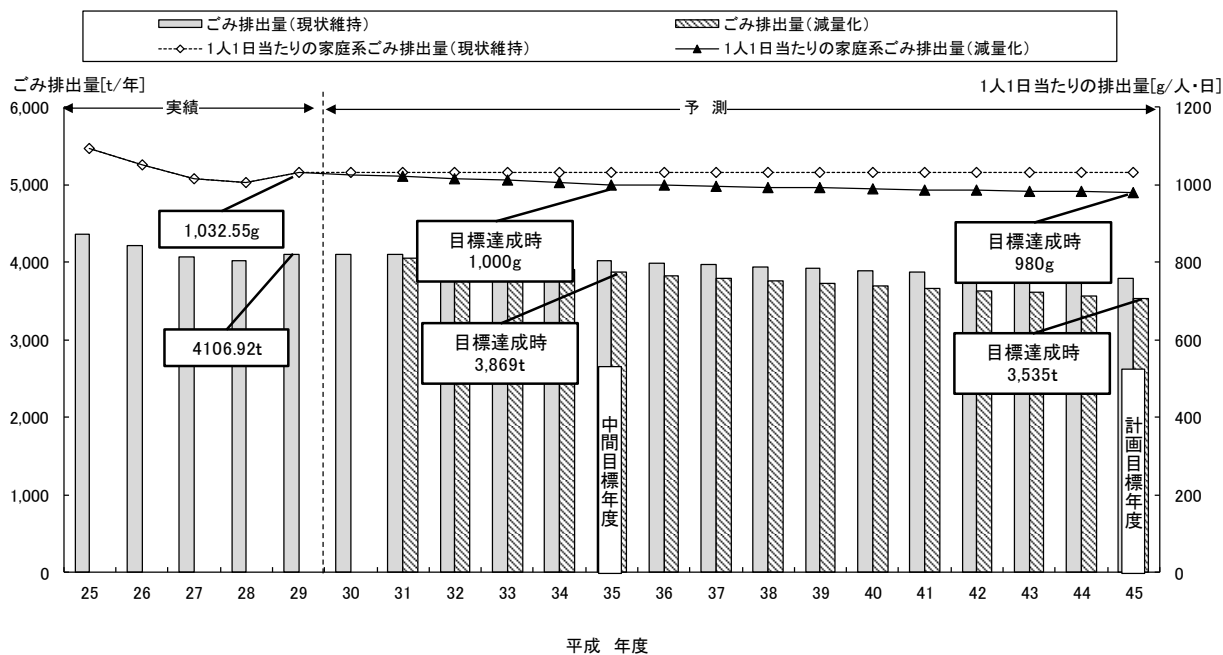
将来のごみ排出量及び 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を図 5-2 に示す。

現状のまま推移すると、人口の減少に伴い、ごみ排出量も減少するが、1 人 1 日当たりの家庭系ごみは横ばい傾向であるものと予想される。

ごみの排出抑制及び生ごみの減量化が進むことによりごみ排出量及び 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は減少すると予想される。

「第 4 章 第 4 節」の数値目標を達成した場合、ごみ排出量は平成 29 年度 4,106.92t が、中間目標年度の平成 35 (2023) 年度に 3,869t となり、計画目標年度の平成 45 (2033) 年度には 3,535t となることが予想される。1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は平成 29 年度 1,032.55g が、中間目標年度の平成 35 (2023) 年度に 1,000g となり、計画目標年度の平成 45 (2033) 年度には 980g となることが予想される。

図 5-2 将来のごみ排出量及び 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量



## 2. 事業系ごみ排出量

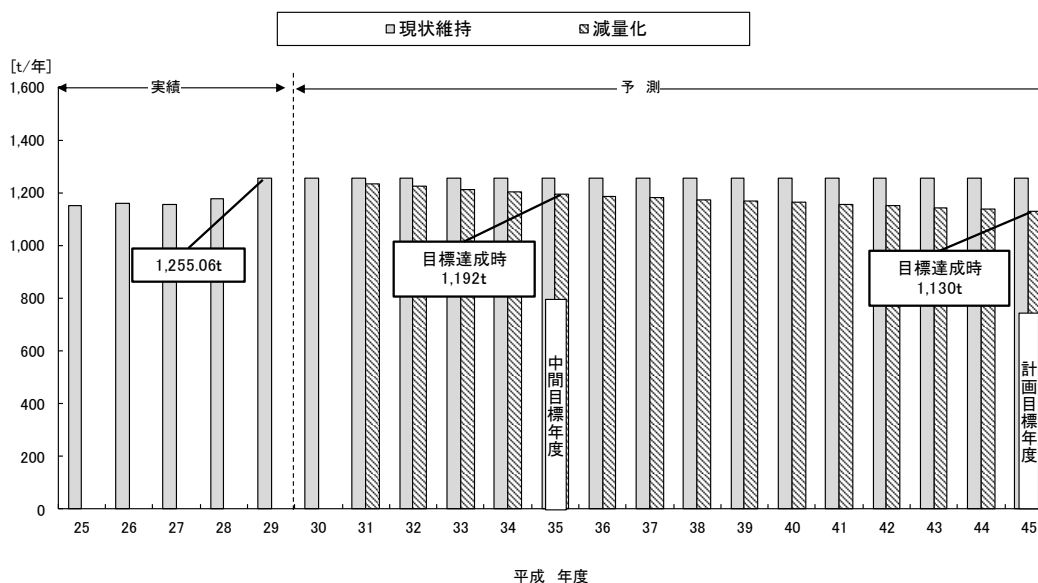
将来の事業系ごみの排出量を図 5-3 に示す。

現状のまま推移すると、事業系ごみ排出量は横ばいであると予想される。

処理手数料の値上げ等の施策により排出抑制が進むと予想される。

「第 4 章 第 4 節」の数値目標を達成した場合、事業系ごみ排出量は平成 29 年度 1,255.06t が、中間目標年度の平成 35 (2023) 年度に 1,192t となり、計画目標年度の平成 45 (2033) 年度には 1,130t となることが予想される。

図 5-3 将来の事業系ごみ排出量



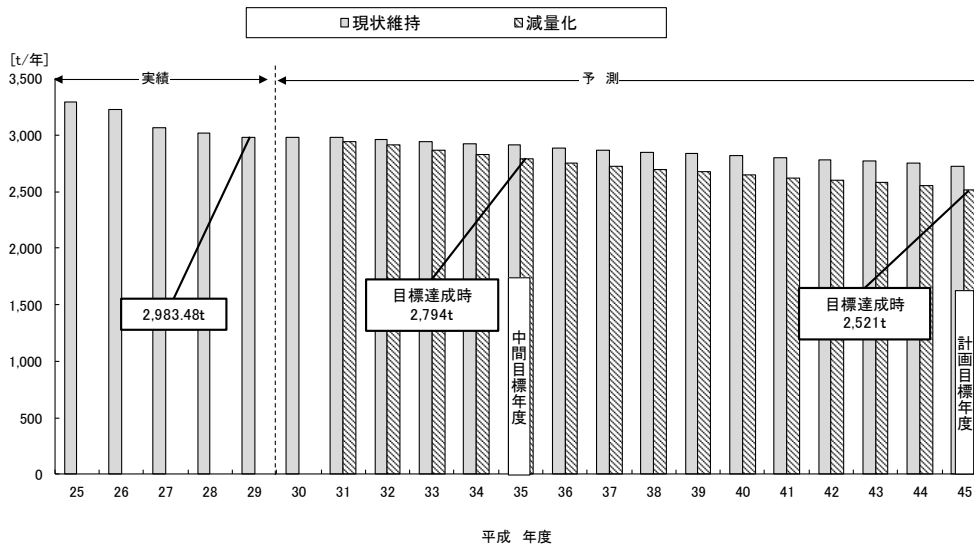
## 3. 焼却処理量

将来の焼却処理量を図 5-4 に示す。

現状のまま推移すると、焼却処理量は微減すると予想される。

「第 4 章 第 4 節」の数値目標を達成した場合、焼却処理量は平成 29 年度 2,983.48t が、中間目標年度の平成 35 (2023) 年度に 2,794t となり、計画目標年度の平成 45 (2033) 年度には 2,521t となることが予想される。

図 5-4 将来の焼却処理量



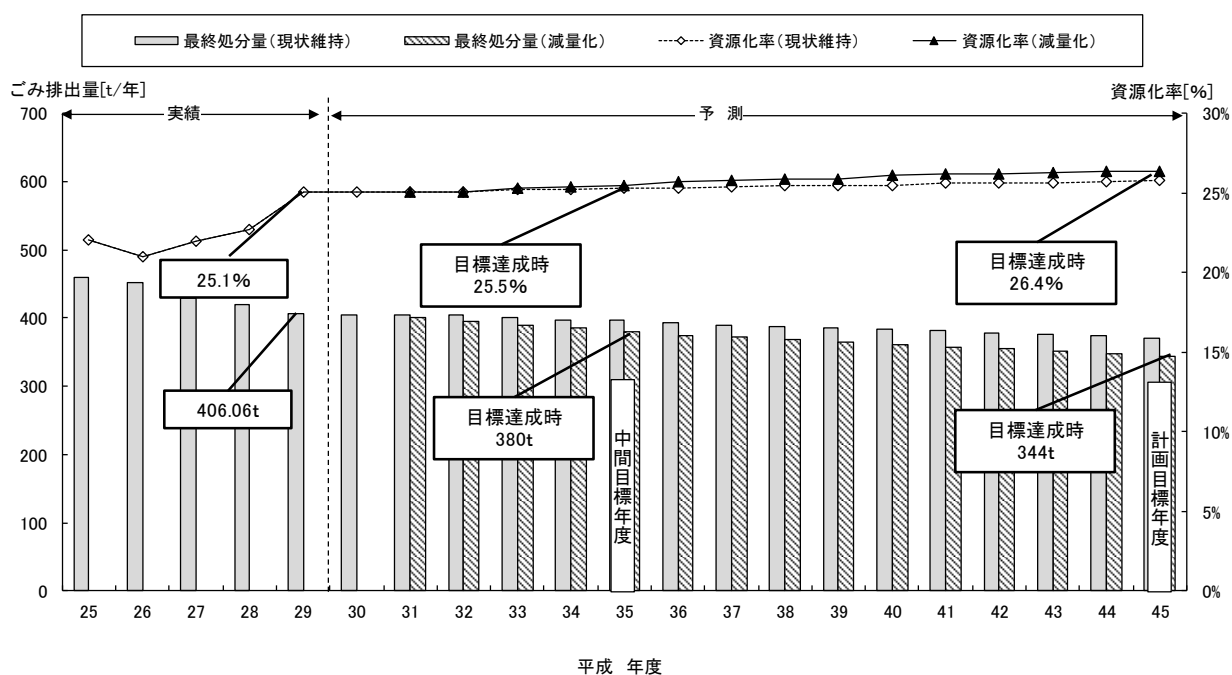
#### 4. 最終処分量及び資源化率

将来の最終処分量及び資源化率を図 5-5 に示す。

現状のまま推移すると、最終処分量は微減し、資源化率は横ばいに推移すると予想される。

可燃ごみ中の紙類や発泡スチロールの資源物の回収率を高めることで資源化率の増加が見込まれる。一方、最終処分量は、資源化率の向上とごみ減量化に伴い、減少が予想される。

図 5-5 将来の最終処分量及び資源化率



## 第 6 章 ごみ処理基本計画

### 第 1 節 ごみの減量化と資源化の推進

3Rの基本的な考え方として、リデュースを優先して推進し、それでも排出されるものについてリユース、リサイクルすることと捉えている。

#### ◆重点施策 1：生ごみ減量化

生ごみは水分を多く含んでおり、水切り、乾燥させることでごみの減量化に繋がる。本町では、生ごみの減量化を重点施策とし、生ごみの減量化方法の周知啓発や生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の無料貸与等の施策を継続して取り組んでいくとともに、生ごみの肥料化等の活用方法を広く町民に呼びかけていく。

また、剪定枝・草等の資源化推進も図っていく。

#### ◆重点施策 2：事業系ごみの排出抑制

本町では、事業系ごみの排出抑制を重点施策とし、施設管理者や事業者へ過剰包装・流通容器包装廃棄物の抑制、店頭による回収、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう協力を求めていく。

また、合わせて町民への情報提供を行い、減量化・資源化への理解に努めていく。

#### 1. 啓発・情報提供活動の充実

広報誌やホームページ、パンフレット、ポスター等を活用して、排出抑制、再使用、再利用によるごみの減量化・資源化のための情報を今後も継続して提供する。

発信する情報としては、ごみの分け方、出し方だけでなく、発生抑制、再使用の取り組みを重点的に取り上げるとともに、町民のニーズに合わせて必要な情報をわかりやすく町民・事業者へ提供し、環境意識の高揚を図る。

そのために、以下に掲げる活動を行う。

- 1) 広報誌、ホームページによる情報提供【継続】
- 2) 出前懇談会の開催【継続】
- 3) リサイクルイベントの実施（クリーンデー<sup>※</sup>等）【継続】
- 4) 事業者への情報提供【継続・強化】

※クリーンデー：毎年6月第1日曜日に空き缶等のごみ拾いを実施

#### 2. 発生抑制行動に対する取り組みの推進

町民や事業者の独自性を優先した発生抑制の取り組みを推進するために、以下に掲げる活動を支援する。

- 1) 剪定枝・草の資源化推進【継続・強化】
- 2) マイバック持参運動の推進【継続】
- 3) 町内流通容器包装の削減及びリサイクルの推進【継続】

- 4) リターナルびんの活用の推進【継続】
- 5) 不要なダイレクトメール受取拒否による紙ごみ減量化の推進【強化】

### 3. 環境教育の実施

教育機関やボランティア団体との連携を強化し、情報の提供、環境学習の普及・啓発を図る。

そのために、以下に掲げる活動を行う。

- 1) 学校教育における環境学習プログラムの提供【継続】
- 2) 町民が環境に対する知識と行動を習得する場の提供【継続】

### 4. ごみ処理手数料の適正化

排出者負担の原則、ごみ処理費用負担の公平性から家庭系ごみ袋の有料化、処理手数料の見直しを検討する。

処理手数料の見直しにあたっては、他市町村の動向を把握するとともに、処理コストの把握に努め、適正な料金体系の見直しを検討する。

- 1) 事業系ごみ処理手数料の段階的な値上げ（平成 31(2019)年度～）【強化】
- 2) 粗大ごみの有料化と適正な排出体制の構築（平成 32(2020)年度～）【強化】

### 5. 資源化への取組み

不要となったものを再使用、再生利用するための仕組みづくりを行うとともに分別排出の徹底、町民や事業者の自主的な減量、資源化の取組みを推進していく。

そのために、以下に掲げる活動を行う。

- 1) ごみの発生抑制、資源化活動の取組み団体への支援【継続】
- 2) 紙ごみの資源化の促進【継続】
- 3) 分別区分の適宜見直し【継続】
- 4) 事業系ごみの資源化の促進【継続】
- 5) 発泡スチロールの資源化【強化】
- 6) リサイクル用原材料（伐採木草）の用途及び処分方法の検討【強化】

## 第 2 節 環境負荷の少ない適正処理

### ◆重点施策 3：新ごみ処理施設の整備推進

新たなごみ処理施設建設及び建設候補地が決定したことを受け、整備に必要な事前調査(測量、地質調査等)や関係官公庁との調整を進めながら、施設基本計画や造成設計等を策定し、平成 36(2024)年度の稼働へ向けて町民・事業者・行政の三者が一体となって取り組んでいく。

八丈町クリーンセンターは稼働から 21 年以上経過しているため、今後も必要な補修等を行い適正な維持管理を継続し、新たなごみ処理施設稼働まで適正なごみ処理体制を確保していく。

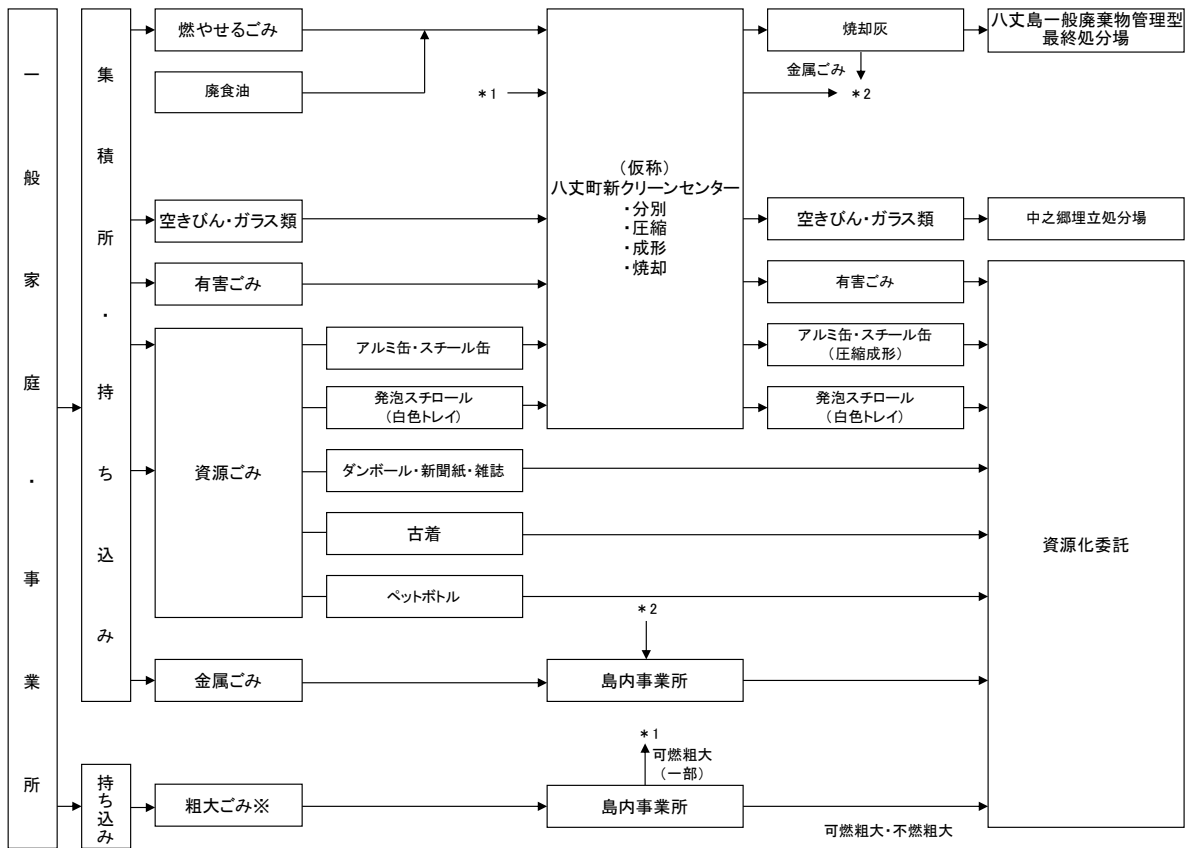
1. 将来のごみ処理体制

1) 将来のごみ処理フロー

将来のごみ処理フローを図 6-1 に示す。

平成 31 (2019) 年度から発泡スチロールの資源ごみ回収を再開し、八丈町クリーンセンターで圧縮・成型 (減量化) を行い、島外へ資源化する。また、粗大ごみは平成 32 (2020) 年度から有料化を行い、自己搬入についても手数料を徴収する。今後は、将来のごみ処理フローのとおり排出抑制・資源化を推進し、八丈町クリーンセンターについては適正な維持管理を行い、新ごみ処理施設整備の推進を図っていく。

図 6-1 将来のごみ処理フロー



※ 粗大ごみは戸別収集も行っている。

2) ごみ処理主体

ごみ処理主体について、現在及び将来の処理主体を表 6-1 に示す。

表 6-1 現在及び将来の処理主体

項目		現在	将来
収集・運搬	家庭系ごみ	委託・自己搬入	委託・自己搬入
	事業系ごみ		
中間処理 (焼却施設)		八丈町クリーンセンター	<del>八丈町クリーンセンター</del>
		<del>八丈町クリーンセンター</del>	(仮称)八丈町新クリーンセンター
中間処理 (リサイクル施設)		八丈町クリーンセンター、 民間委託	<del>八丈町クリーンセンター、 民間委託</del>
		<del>八丈町クリーンセンター、 民間委託</del>	(仮称)八丈町新クリーンセンター 民間委託
最終処分 (最終処分場)		東京都島嶼町村一部事務組合 八丈島一般廃棄物管理型最終処分場	東京都島嶼町村一部事務組合 八丈島一般廃棄物管理型最終処分場
		八丈町 中之郷埋立処分場	八丈町 中之郷埋立処分場



## 2. 収集・運搬計画

### 1) 分別区分

今後は、発泡スチロールの資源回収を実施し、粗大ごみの有料化を実施する予定である。分別区分は、必要に応じて適宜見直しを図るものとする。

将来の分別区分及び収集頻度の計画について表 6-2 に示す。

表 6-2 将来の分別区分及び収集頻度

分別区分	出せるごみの主なもの	収集頻度
燃やせるごみ	生ごみ、ビニール・プラスチック類、木くず（長さ50cm径5cm以内）、飲料用紙パック、非金属製はきもの、革製品、カセットテープ類（テープ類のみを袋に入れテープ類と明記する）、食用油（新聞紙や布切れなどに染み込ませた状態）	週2回
資源ごみ	ペットボトル	週1回
	飲料用缶	
	ダンボール	
	雑誌	
	新聞紙	
	雑誌（菓子箱類）	
	発泡スチロール、白色トレイ	
空きびん	ガラスびん、ガラスくず、せともの	月1回
有害ごみ	蛍光管、水銀体温計、血圧計、温度計、水銀を含む乾電池等	週2回
金属ごみ	ハサミ、金具付きかばん、缶詰の缶類、大工道具類、ライター、包丁類、金属製品、スプレー缶等	週1回
古着	シャツ類、ズボン類	月1回
粗大ごみ	大型家具等	島内事業所へ自己搬入（有料） 又は戸別収集（有料）
家電4品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等	家電販売店及び 島内事業所へ自己搬入
パソコン	パソコン	各メーカー指定方法に準ずる

## 2) 収集運搬

ごみの適正処理・リサイクルに適した収集体制を今後も継続し、ごみ排出者の利便性等を勘案することで、収集運搬体制の効率化を図っていく。

また観光シーズン時期の繁忙期のごみ処理体制を確立し、一層の収集サービスの向上に努める。

ごみ集積場における不法排出や美化の問題などは、町民や観光者に直接影響を及ぼすことから、地域町民の協力を得ながらごみ集積場の管理徹底を行うとともに、効率的で迅速な収集等を実施することとする。

## 3. 中間処理計画

### 1) 適正処理の継続

八丈町クリーンセンターは大規模な補修を実施したものの、施設自体は老朽化が進行していることから、新たなごみ処理施設整備まで運転が可能なよう必要な維持管理・補修を行い、処理能力の維持に努める。

民間業者への資源物の売却、資源化委託、処理委託を継続するとともに適正な資源化、処理が行われているか随時確認していく。

### 2) 新たなごみ処理施設の整備推進

新たなごみ処理施設の建設にあたって、施設整備に関する必要な事前調査や計画を策定し、町民説明会等を適宜実施していく。

## 4. 最終処分計画

現在、八丈町では東京都島嶼町村一部事務組合が管理運営している八丈島一般廃棄物管理型最終処分場で埋立を行っている。必要に応じて埋立処分地内及び周辺環境等のモニタリングを継続して行っていくよう要請するとともに、ごみの減量化・資源化を推進し、最終処分場の延命化を図っていく。

中之郷埋立処分場については、不燃ごみ（ガラス・陶磁器類）の埋立処分を行っている。リターナルびんの利用を啓発・促進して、埋立地の延命化を図っていく。

### 第 3 節 その他の計画

#### 1. 不法投棄対策

本町では、ごみ集積所への不適切排出や山間部への不法投棄が現実にある。特に平成 31 (2019) 年度以降の粗大ごみ有料化や事業系ごみ処理手数料の値上げによって増加する懸念がある。

不適切排出については、適切に排出されるよう周知徹底を行っていくとともに、ごみ集積所のパトロールを実施し、不適切排出の防止に努めていく。

不法投棄は、廃棄された土地所有者に責任が生じるため、土地所有者への周知や対策を呼びかけるとともに、不法投棄パトロールの強化等を実施し、悪質な場合には警察と連携して捜査に当たる等、廃棄物の不法投棄の防止に努めていく。

#### 2. 町の美化

クリーンアイランド八丈島として自然豊かな美しい島を守るために、町民、事業者、行政が連携して清掃活動やポイ捨て防止の啓発運動を行っていく。

#### 3. 災害廃棄物処理対策

災害発生時の廃棄物処理については、地域防災計画に沿って、ごみの収集運搬、中間処理、最終処分を行う。

災害時の一般廃棄物及び災害により発生する廃棄物の処理体制については、都、周辺島嶼町村・一部事務組合との相互の速やかな支援体制を予め協議・構築していく。

#### 4. 跡地利用計画

新施設稼働後は八丈町クリーンセンターの稼働を停止するが、その跡地の有効な利用（ストックヤード等）方法について検討を行っていく。

#### 第 4 節 三者の役割

本計画を推進するために定めた基本方針に基づいて町民・事業者・行政が行うべき取組みを、以下の表 6-3 及び表 6-4 に示す。

表 6-3 重点施策の町民・事業者・行政の取組み

方針	施策	行政	事業者	町民
◆重点施策1	生ごみ等の水切り	・生ごみ水切りの啓発 ・委託業者へ剪定枝、草の乾燥指導	・生ごみ水切り ・剪定枝、草の乾燥	・生ごみ水切り ・剪定枝、草の乾燥
	生ごみの減量化 生ごみの堆肥化	・生ごみ堆肥化容器(コンポスト)の無料貸与 ・生ごみ減量に関する啓発 ・堆肥化の推進、堆肥活用策の検討	・食べ残り削減の工夫 ・食品廃棄物の自己処理 ・食品リサイクルの推進	・生ごみ堆肥化容器(コンポスト)の使用による生ごみ減量 ・調理の工夫、食べ残しをしないなどの実践 ・ごみをつくらないライフスタイルへの転換
◆重点施策2	事業系ごみの排出抑制	・紙ごみの資源化強化 ・排出事業者への分別指導等の啓発、情報提供、パンフレットの発行 ・搬入検査の実施 ・処理手数料の値上げ ・粗大ごみ有料化の実施	・ごみの減量及び分別の徹底 ・従業員を対象とした学習会の実施 ・機密文書、シュレッダーごみ資源化の推進	
◆重点施策3	新たなごみ処理施設の整備推進	・搬入ごみチェック体制の強化 ・施設整備体制の充実、安全・安定的な処理 ・効率的な施設運営 ・安全運転、安全確認 ・委託先施設の確認 ・施設整備に関する計画の策定	・適正な分別排出	・ごみ出しルールの遵守 ・収集時間への協力

表 6-4 各施策の町民・事業者・行政の取組み (1/2)

方針	施策	行政	事業者	町民
町民・事業者・行政の協働によるごみの減量化と資源化の推進	啓発・情報提供活動の充実	・発生・排出抑制方法の周知、店舗へ要請 ・イベント会場でごみの減量や資源化をPR ・電子化によるペーパーレス化の推進	・食品リサイクル法への取組み ・マイバック持参運動へ協力 ・過剰包装の削減 ・電子化によるペーパーレス化の推進	・レジ袋の削減、マイバック持参 ・詰め替え製品の購入 ・製品の長期使用 ・エコクッキング
	ごみの発生抑制の取組み	・マイバック持参運動の推進 ・リサイクルイベントの開催 ・生ごみ水切りの推進 ・剪定枝、草の乾燥推進	・優しい買い物運動(簡易包装、レジ袋・トレイ削減、ばら売り・量り売り等) ・生ごみ水切り ・剪定枝、草の乾燥	・マイバックの持参 ・生ごみ水切り ・剪定枝、草の乾燥 ・不要なダイレクトメール受取拒否
	ごみ処理手数料の見直し	・事業系ごみ処理手数料の値上げ ・一般廃棄物処理システムによる評価の検討 ・粗大ごみ有料化の実施		
	環境学習の普及・啓発 学校教育・学習の充実	・学校教育との連携	・行政との連携	・座談会へ参加 ・ごみの分別、適正排出
	排出事業者責任の浸透	・情報の提供、実施要請	・環境にやさしい商品の提供 ・廃棄物の自主回収	・環境にやさしい商品の購入
	資源化推進のための仕組みづくり	・不用品の情報提供、グリーン購入への推進	・再使用の推進 ・グリーン調達	・繰り返し使用する ・リターナブル商品の使用 ・フリーマーケット等の活用 ・グリーン購入
	分別排出・収集の徹底	・搬入検査の強化、分別の手引き配布 ・地域との連携 ・分別区分の適宜見直し ・パトロールの実施、資源ごみ持ち去りの規制 ・紙ごみの資源化強化	・適正な分別排出 ・店頭回収の促進 ・各種リサイクル法に基づき資源化の推進	・適正な分別排出 ・拠点回収への協力 ・店頭回収の積極的利用 ・資源物持ち帰りの通報
	地域の自主的な取組みの活性化		・活動への協力	・活動への参加
	生ごみ堆肥化への取組み推進	・生ごみ堆肥化容器(コンポスト)の無料貸与 ・生ごみ減量に関する啓発 ・堆肥化の推進、堆肥活用策の検討	・食べ残り削減の工夫 ・食品廃棄物の自己処理 ・食品リサイクルの推進	・生ごみ堆肥化容器(コンポスト)の使用による生ごみ減量 ・水切りの徹底 ・調理の工夫、食べ残しをしないなどの実践 ・ごみをつくらないライフスタイルへの転換
	再生利用の検討	・発泡スチロール(白色トレイ)の資源化を実施	・適正な分別排出	・適正な分別排出
事業系ごみの資源化情報の提供や指導	・排出事業者への分別指導等の啓発、情報提供、パンフレットの発行 ・搬入検査の実施	・ごみの減量及び分別の徹底 ・従業員を対象とした学習会の実施 ・機密文書、シュレッダーごみ資源化の推進		

表 6-4 各施策の町民・事業者・行政の取組み (2/2)

方針	施策	行政	事業者	町民	
環境負荷の少ない適正処理	既存施設の適正管理	既存施設の維持管理の徹底	・搬入ごみチェック体制の強化 ・施設整備体制の充実、安全・安定的な処理 ・効率的な施設運営 ・委託先施設の確認	・適正な分別排出	・ごみ出しルールの遵守 ・収集時間への協力
		収集作業の安全性の確保	・安全運転、安全確認		
	新ごみ処理施設建設に伴う検討事項	中間処理施設の整備推進	・施設整備の推進	・可燃ごみの発生抑制	・可燃ごみの発生抑制
		資源化施設の維持管理	・施設整備の推進	・プラスチックごみ等の発生抑制 ・環境負荷の少ない製品の選択	・プラスチックごみ等の発生抑制 ・店頭回収の利用 ・収集時間への協力
		最終処分場の維持管理・延命化	・ごみ減量化の啓発 ・最終処分方法の検討	・適正な分別排出	・分別収集への協力
		二酸化炭素排出量の削減	・収集車両低公害車へ更新 ・排出抑制の啓発、ハイブリッド車導入 ・中間処理施設の適正管理		
		適正処理困難物への対応	・処理相談窓口		
その他	不法投棄の防止	・パトロールの実施 ・情報の提供 ・警察との連携	・行政への通報 ・自主パトロールの実施 ・情報の提供	・行政への通報 ・地域一斉清掃の実施 ・自主パトロールの実施 ・情報の提供	
	ポイ捨て防止と美化啓発の推進	・町民への啓発、ポイ捨て防止推進事業 ・横断幕、懸垂幕、のぼり等の設置による啓発 ・広報、インターネットによる啓発	・キャンペーンへの参加 ・ボランティアへの参加 ・地域との連携	・キャンペーンへの参加 ・ボランティアへの参加 ・美化意識の向上	
	イベントでの減量化の推進	・マイカップ、マイハン持参の呼びかけ ・ごみ持ち帰り、分別排出の周知		・マイカップ等持参 ・ごみ持ち帰り	
	再生可能エネルギーの活用	・地熱発電を利用した蓄電池による電力供給			
	災害時のごみ処理対策	・島嶼町村組合、他島嶼町村、東京都等との連携確認 ・仮置き場の確保	・ごみ処理の協力	・分別排出への協力	

## 第 5 節 新ごみ処理施設の概要

新ごみ処理施設の概要（予定）を表 6-5 に、事業スケジュール（予定）を図 6-2 に示す。  
なお、詳細については、ごみ処理施設整備基本計画で定めるものとする。

表 6-5 新ごみ処理施設の概要（予定）

施設名称	（仮称）八丈町新クリーンセンター
予定地	東京都八丈島八丈町大賀郷 4341 番地 5
処理能力	焼却：約 12 t / 日（6 t / 8h × 2 炉） 資源化：選別・圧縮 約 0.5 t / 5h
稼働開始予定年度	平成 36 年度
炉形式	全連続燃焼式（ストーカ炉）

出典：東京都八丈町循環型社会形成推進地域計画（第一期）平成 28 年 12 月 6 日







# 資料編

# 第 1 章 地域概況

## 第 1 節 地理的概況

### 1. 地勢

本町は、東京都の南方海上 287km、東経 139 度 47 分、北緯 33 度 6 分に位置し、伊豆諸島の中では南方の御蔵島と青ヶ島の間中部にあり、周囲 58.91km、総面積 69.11km は大島に次ぐ大きさとなっている。

ひょうたん形をした本島の地形は、南東部を占める三原山（東山）と、北西部を占める八丈富士（西山）より成り立っている。三原山は直径約 4km の円形のカルデラをもつ古い火山体で、複数の成層火山からなる多重式火山となり、八丈富士は円錐形の成層火山で広い裾野を展開する伊豆諸島最高峰の活火山である。

集落は本島の南東部に位置する三原山を中心とする檜立、中之郷、末吉で形成される坂上地区、八丈富士と三原山の間を含め北西部に位置する大賀郷、三根で形成される坂下地区に分けられる。

また、いくつかの恒常河川が存在し、伊豆諸島では御蔵島とともに比較的水資源の豊富な島として知られている。

本町の概要を表 1-1、位置図を図 1-1 に示す。

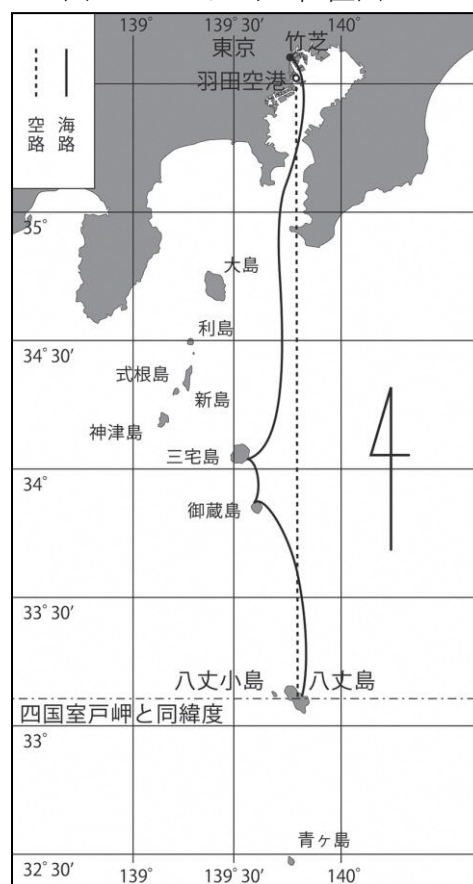
表 1-1 八丈町の概要

項目	概要
東京からの距離	287 km
面積	72.23km <sup>2</sup> (うち八丈小島※3.07km <sup>2</sup> )
人口	7,490 人(平成 29 年 4 月 1 日)
観光	マリンスポーツ、温泉等

資料：東京都八丈町勢要覧「はちじょう 2017」資料編

※八丈小島：現在は無人島となっている。

図 1-1 八丈町の位置図



資料：東京都八丈町勢要覧「はちじょう 2017」資料編

## 2. 気候

本町の気候は、黒潮に囲まれた温暖多雨な気候で、年間を通じての平均気温は17.7℃(1981～2010年の30年間の平均)と東京に比べやや高い傾向にあり、年間降水量は3,000mmを超える海洋性気候を呈している。

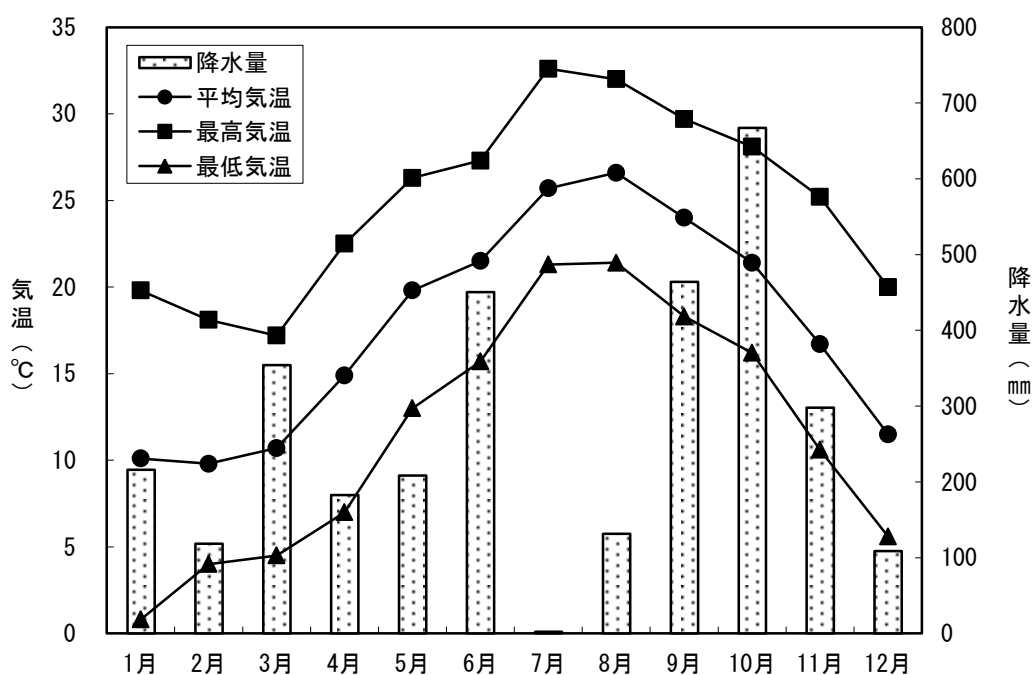
平成29年の八丈島特別地域気象観測所の気温及び降水量を表1-2、図1-2に示す。

表 1-2 八丈町の気温及び降水量 (平成29年)

	気温 (°C)			降水量 (mm)		平均風速 (m/s)	日照時間 (h)
	平均気温	最高	最低	月間	最大日		
1月	10.1	19.8	0.8	216.0	142.5	5.0	105.1
2月	9.8	18.1	4.0	118.5	39.0	5.4	123.9
3月	10.7	17.2	4.5	354.5	85.0	4.6	122.7
4月	14.9	22.5	7.0	183.0	59.0	4.9	162.8
5月	19.8	26.3	13.0	208.5	65.5	3.5	175.7
6月	21.5	27.3	15.7	450.5	82.0	4.1	123.0
7月	25.7	32.6	21.3	2.5	1.0	3.2	242.3
8月	26.6	32.0	21.4	131.5	52.5	3.5	189.0
9月	24.0	29.7	18.3	464.0	143.5	4.8	119.7
10月	21.4	28.1	16.2	667.5	147.0	7.0	67.9
11月	16.7	25.2	10.6	298.0	150.0	4.4	103.6
12月	11.5	20.0	5.6	109.0	35.0	4.8	85.8
全年	17.7	32.6	0.8	3203.5	150.0	4.6	1621.5

資料：気象庁

図 1-2 八丈町の気温及び降水量の推移 (平成29年)



## 第 2 節 社会的概況

### 1. 人口動態

本町の過去 10 年間（平成 20～29 年度）の人口及び世帯数を表 1-3、図 1-3 に、平成 29 年度の 5 歳階級別人口を、表 1-4、図 1-4 に示す。

本町の人口は減少傾向にあり、世帯数も概ね減少傾向にある。

年齢別の人口をみると、男女とも 65～69 歳がもっとも多く、55 歳以上が全体の半分以上を占めており、高齢化が見られる。

表 1-3 人口及び世帯数

年次	世帯数	人口（人）	一世帯当り （人）
	（戸）	総数	
平成 20 年	4,608	8,480	1.8
平成 21 年	4,577	8,318	1.8
平成 22 年	4,547	8,216	1.8
平成 23 年	4,497	8,101	1.8
平成 24 年	4,522	8,082	1.8
平成 25 年	4,464	7,990	1.8
平成 26 年	4,458	7,899	1.8
平成 27 年	4,404	7,757	1.8
平成 28 年	4,362	7,659	1.8
平成 29 年	4,317	7,490	1.7

資料：広報はちじょう（外国人含む）

図 1-3 人口及び世帯数の推移

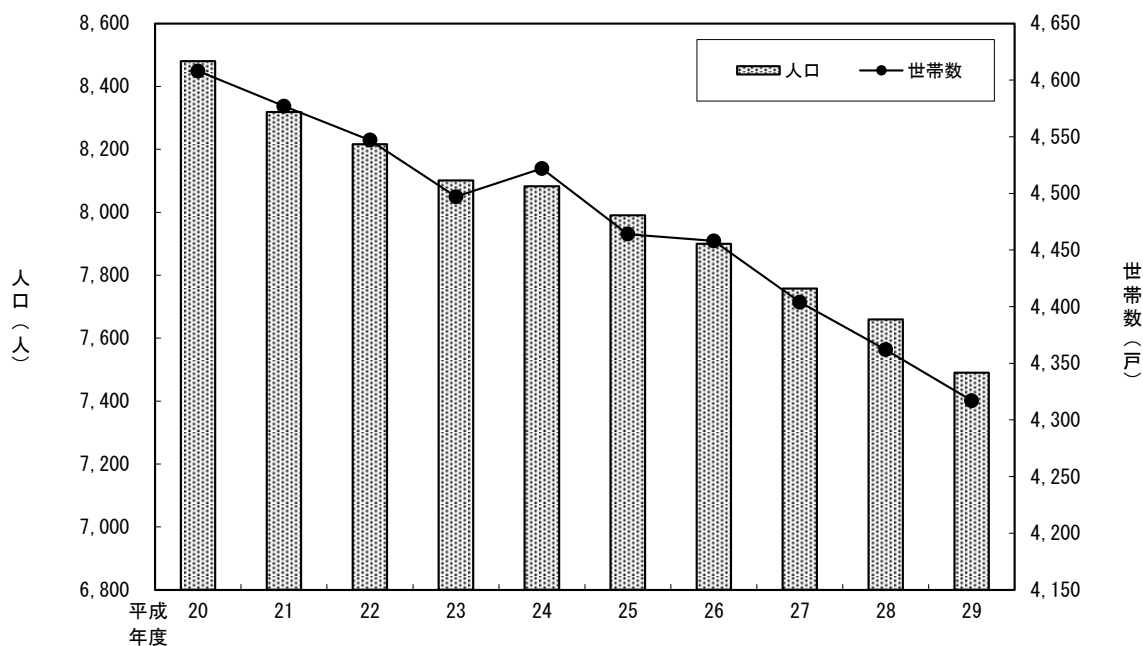
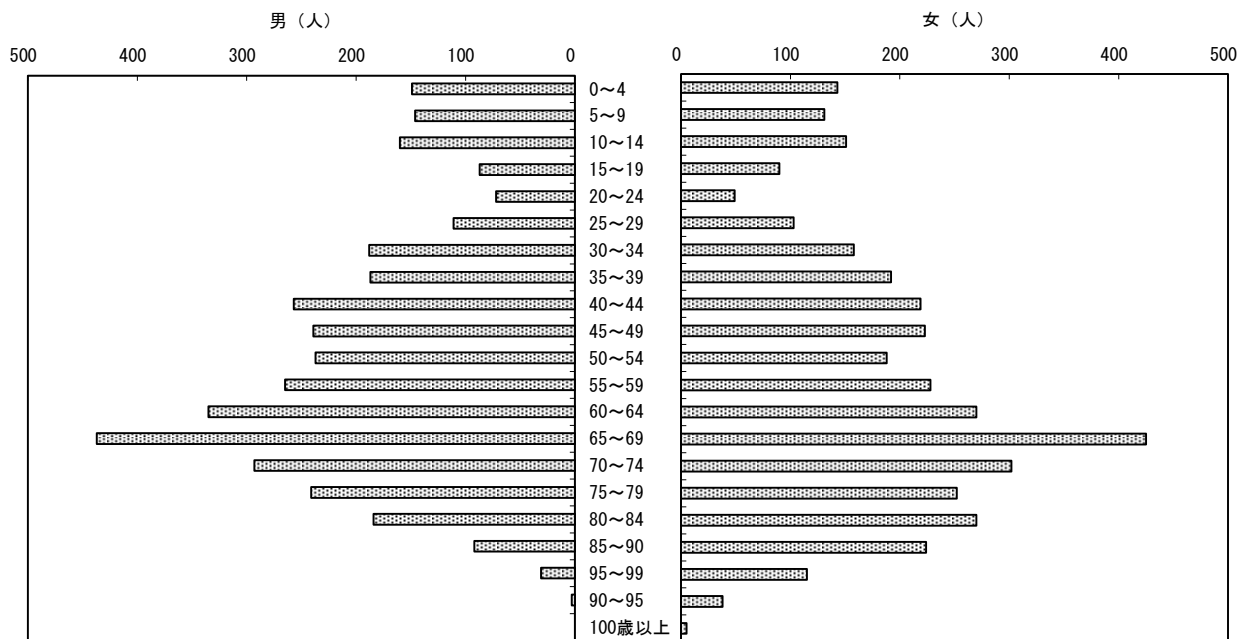


表 1-4 5 歳階級別人口（平成 29 年度）

年齢等	総数	男	女
計	7,490	3,714	3,776
0～4	292	149	143
5～9	277	146	131
10～14	311	160	151
15～19	177	87	90
20～24	121	72	49
25～29	214	111	103
30～34	346	188	158
35～39	379	187	192
40～44	476	257	219
45～49	462	239	223
50～54	425	237	188
55～59	493	265	228
60～64	605	335	270
65～69	862	437	425
70～74	595	293	302
75～79	493	241	252
80～84	454	184	270
85～90	316	92	224
95～99	146	31	115
90～95	41	3	38
100歳以上	5	0	5

資料：東京都八丈町勢要覧「はちじょう2017」資料編

図 1-4 5 歳階級別人口の推移（平成 29 年度）



## 2. 就業構造

本町の産業別就業者数の推移を表 1-5、図 1-5 に示す。

就業者総数は減少傾向にある。就業者数構成割合は、第3次産業がもっとも高く、増加傾向にある。

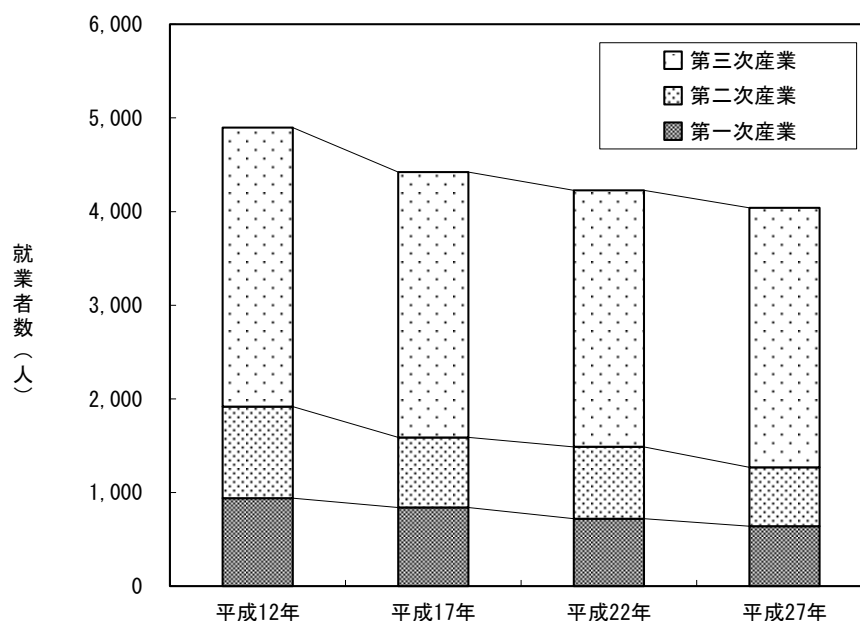
表 1-5 産業別就業者数の推移

産業別	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
総 数	4,898	100.0%	4,429	100.0%	4,231	100.0%	4,064	100.0%	
第一次産業	総 数	937	19.1%	840	19.0%	720	17.0%	639	15.1%
	農 業	759	15.5%	708	16.0%	602	14.2%	529	12.5%
	林 業	3	0.1%	4	0.1%	3	0.1%	7	0.2%
	漁 業	175	3.6%	128	2.9%	115	2.7%	103	2.4%
第二次産業	総 数	977	19.9%	748	16.9%	767	18.1%	629	14.9%
	鉱 業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	建 設 業	780	15.9%	602	13.6%	621	14.7%	476	11.3%
第三次産業	製 造 業	197	4.0%	146	3.3%	146	3.5%	153	3.6%
	総 数	2,981	60.9%	2,834	64.0%	2,740	64.8%	2,771	65.5%
	電気・ガス熱供給・水道業	33	0.7%	34	0.8%	29	0.7%	25	0.6%
	運輸・通信業	330	6.7%	229	5.2%	232	5.5%	185	4.4%
	卸売・小売業、飲食店	842	17.2%	518	11.7%	473	11.2%	463	10.9%
	金融・保険業	33	0.7%	27	0.6%	27	0.6%	25	0.6%
	不動産業	9	0.2%	8	0.2%	35	0.8%	40	0.9%
	サービス業	1,397	28.5%	1,694	38.2%	1,626	38.4%	1,698	40.1%
公務（他に分類されないもの）	337	6.9%	324	7.3%	318	7.5%	335	7.9%	
分類不能の産業	3	0.1%	7	0.2%	4	0.1%	25	0.6%	

各年10月1日

資料：国勢調査（平成17年度からサービス業に飲食店を含む）

図 1-5 産業別就業者数の推移



### 3. 農業

本町の専兼業別農家数と農業就業人口の推移を表 1-6、図 1-6 に示す。

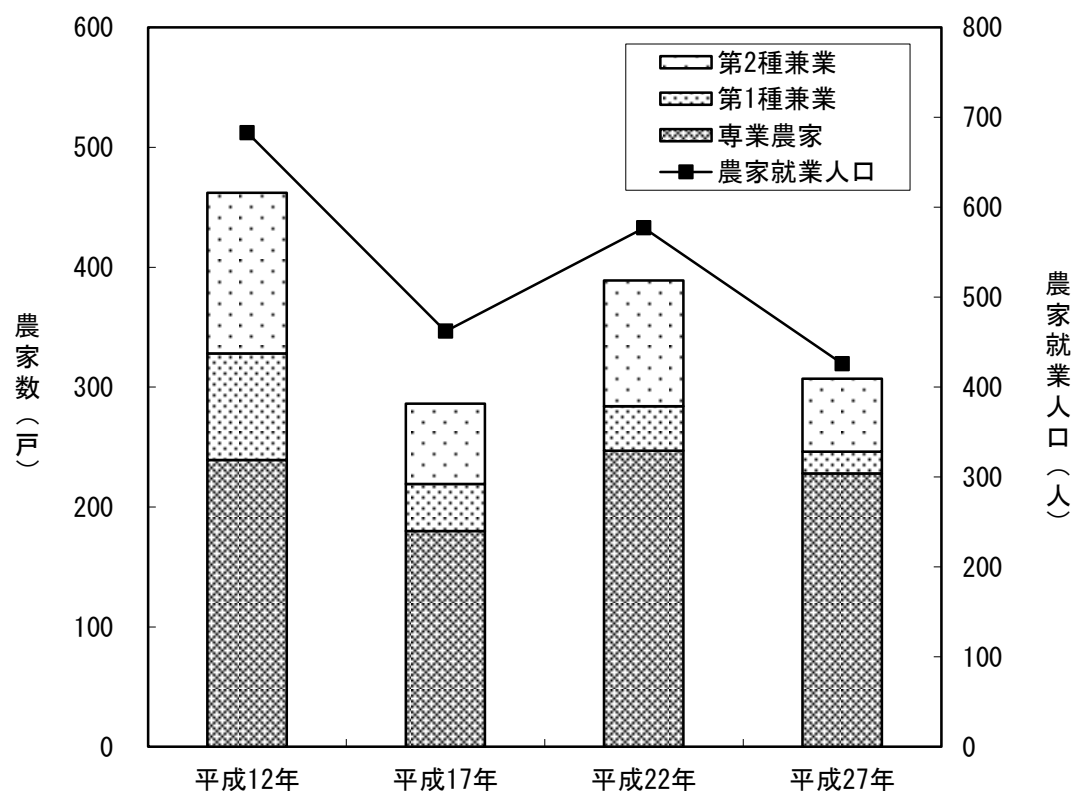
本町の農家総数は平成 17 年度で減少したが、平成 22 年度では増加したものの平成 27 年度は減少に転じている。農業就業人口も同様の傾向を示している。

表 1-6 専兼業別農家数と農業就業人口の推移

年次	農家数（戸）					農業就業人口（人）
	農家総数	専業	兼業			
			計	第1種	第2種	
平成12年	462	239	223	89	134	683
平成17年	286	180	106	39	67	462
平成22年	389	247	142	37	105	577
平成27年	307	228	79	18	61	426

資料：農林業センサス

図 1-6 専兼業別農家数と農業就業人口の推移



#### 4. 商業

本町の商業の事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移を表 1-7、図 1-7 に示す。

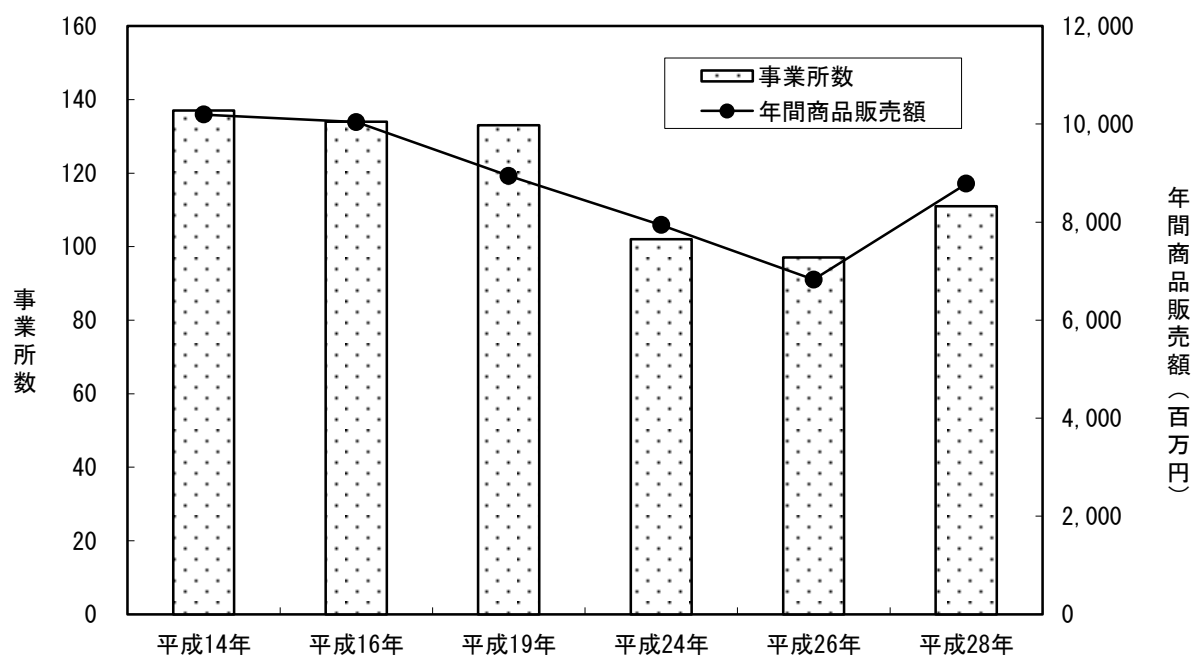
本町の商業所数は平成 28 年度で 111 所であり、全体的には減少傾向にあったが平成 28 年度増加に転じている。従業員数は平成 28 年度の 680 人がもっとも多く、年間商品販売額も増加傾向である。

表 1-7 事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

年次	事業所数	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）
平成 14 年	137	657	10,193
平成 16 年	134	627	10,042
平成 19 年	133	671	8,944
平成 24 年	102	571	7,941
平成 26 年	97	556	6,827
平成 28 年	111	680	8,783

資料：商業統計調査、経済センサス（平成24年、平成28年）

図 1-7 事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移





5. 工業

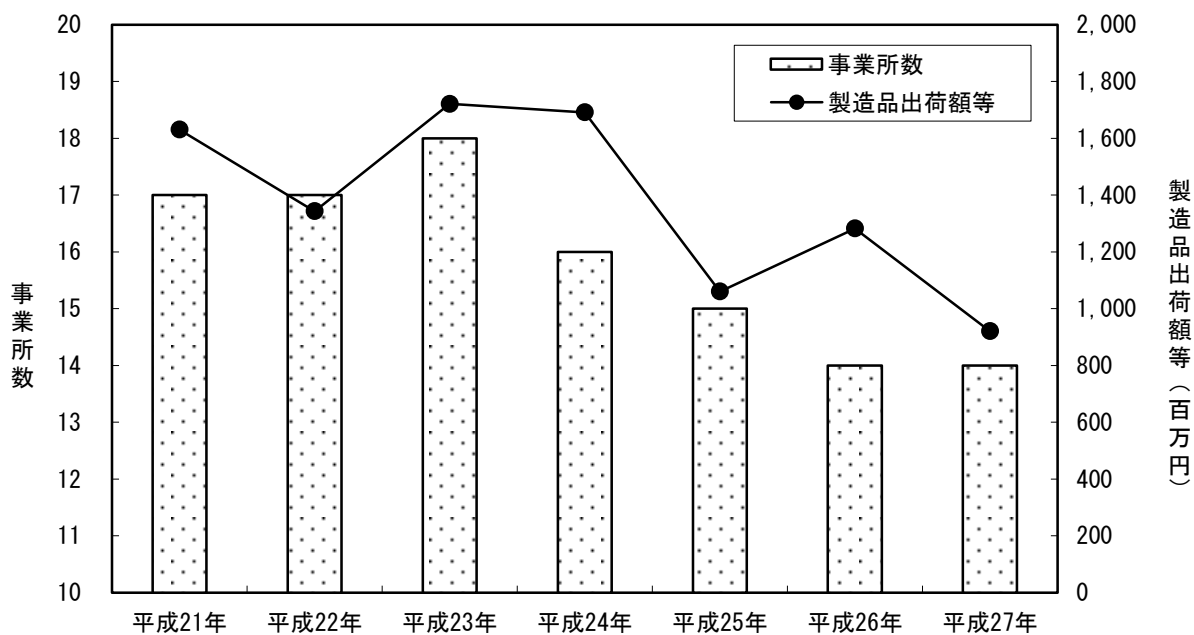
本町の工業の事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移を、表 1-8、図 1-8 に示す。  
 本町の事業所数は微減傾向を示しているが、従業員数は大幅に減少傾向にある。製造品出荷額等は年々減少し、平成 27 年度の 921 百万円が最も低くなっている。

表 1-8 事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移

年次	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（百万円）
平成 21 年	17	136	1,630
平成 22 年	17	135	1,343
平成 23 年	18	131	1,721
平成 24 年	16	113	1,691
平成 25 年	15	120	1,060
平成 26 年	14	114	1,282
平成 27 年	14	98	921

資料：工業統計調査、経済センサス（平成23年、平成27年）

図 1-8 事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移



## 6. 土地利用状況

本町の土地利用状況を表 1-9、図 1-9 に示す。

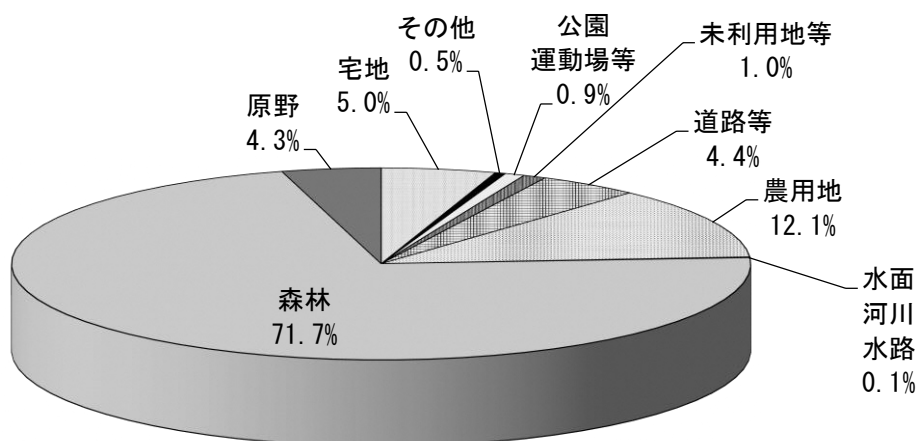
表 1-9 土地利用状況

区分	総数	宅地	その他	公園 運動場等	未利用地 等	道路等	農用地	水面 河川 水路	森林	原野
面積 (ha)	6,913.3	346.5	31.5	59.9	68.9	306.1	837.9	9.0	4,953.6	299.8
構成比 (%)	100.0	5.0	0.5	0.9	1.0	4.4	12.1	0.1	71.7	4.3

平成24年8月1日時点

資料：都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課 「東京の土地利用」

図 1-9 土地利用状況の割合



7. 観光

本町における観光産業について、平成28年の航路別来場者数の月別推移を表1-10、図1-10に示す。

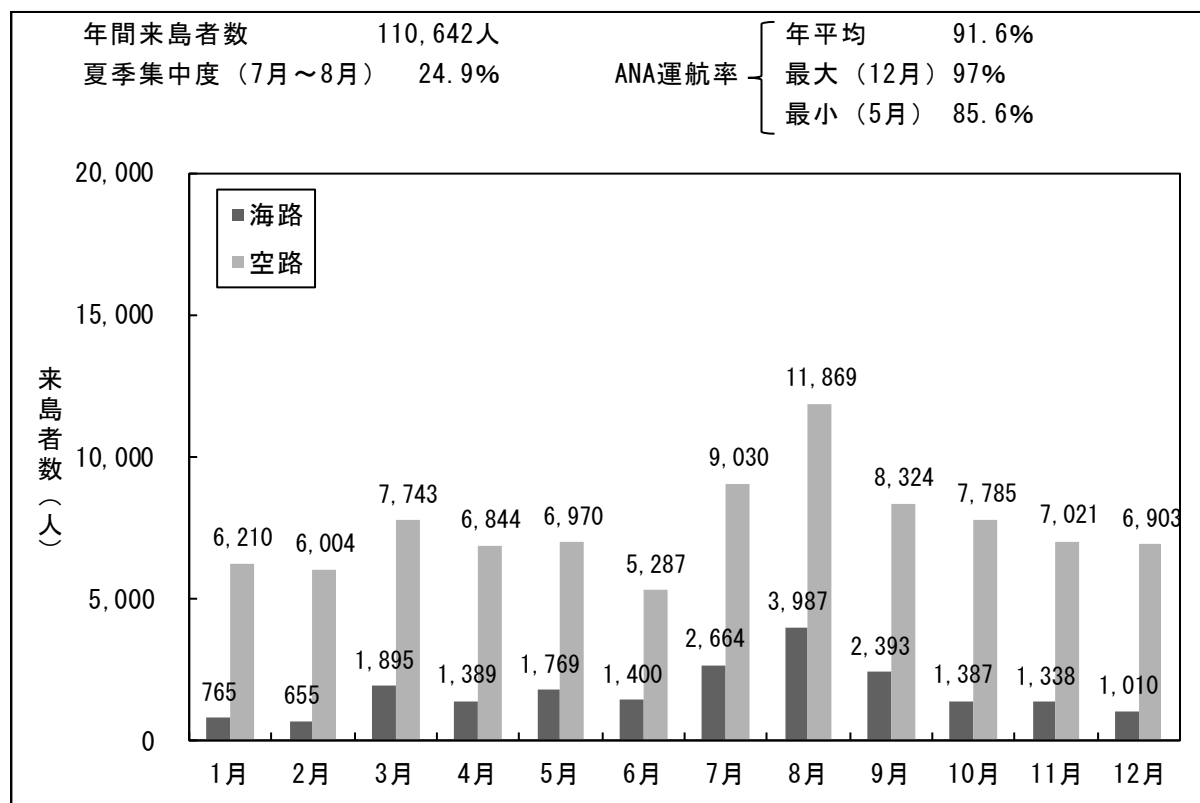
年間来場者数は110,642人で、夏季集中月（7～8月）は全体の24.9%を占めている。

表 1-10 航路別来場者数の月別推移（平成28年）

月	航路（人）		計	割合（%）
	海路	空路		
1月	765	6,210	6,975	6.3
2月	655	6,004	6,659	6.0
3月	1,895	7,743	9,638	8.7
4月	1,389	6,844	8,233	7.4
5月	1,769	6,970	8,739	7.9
6月	1,400	5,287	6,687	6.0
7月	2,664	9,030	11,694	10.6
8月	3,987	11,869	15,856	14.3
9月	2,393	8,324	10,717	9.7
10月	1,387	7,785	9,172	8.3
11月	1,338	7,021	8,359	7.6
12月	1,010	6,903	7,913	7.2
計	20,652	89,990	110,642	100.0

資料：東京都八丈町勢要覧「はちじょう2017」資料編

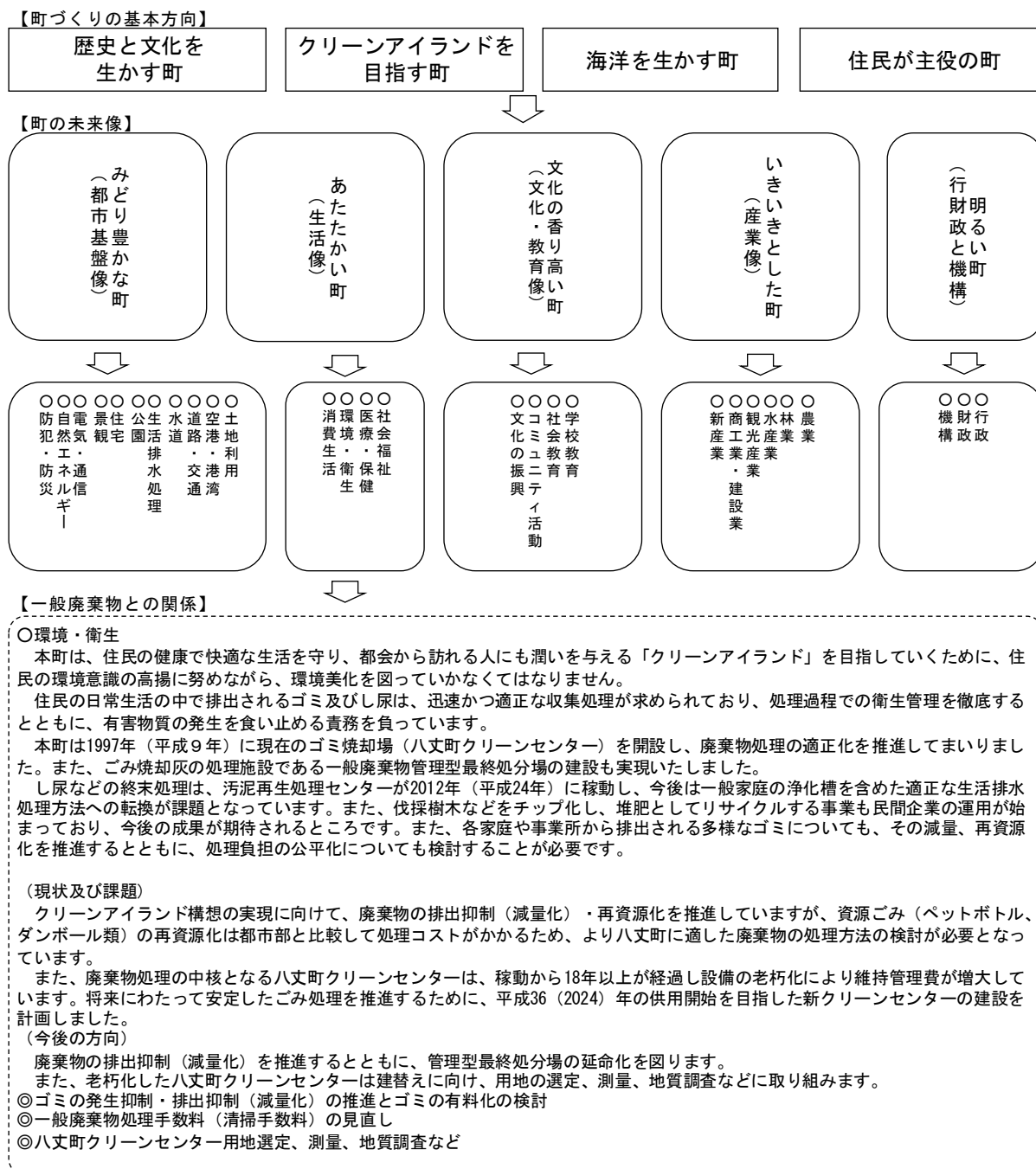
図 1-10 航路別来場者数の月別推移（平成28年）



## 第 2 章 上位計画との比較

本町の目指すまちづくりの基本方向は、「歴史と文化を生かす町」「クリーンアイランドを目指す町」「海洋を生かす町」「住民が主役の町」とされ、施策や事業にごみの減量化と現施設の適正な維持管理等の実施が「八丈町基本構想・基本計画（平成 28 年 3 月）」に謳われている。

図 2-1 本町の基本構想・基本計画における一般廃棄物処理の位置付け





一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成 30 年 12 月 発行

監修・発行：東京都 八丈町 住民課

〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷 2551-2

TEL:04996-2-1123 FAX:04996-2-7027

URL: <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>